

第5次日向市障がい者プラン

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

令和6（2024）年3月

日 向 市

あ い さ つ

日向市では、障害者基本法に定める市町村障害者計画として、平成9（1997）年に「日向市障害者プラン」を策定し、「障がいのある人もない人も、ともに生活できる共生社会の実現」を基本理念とした、多様な障がい者施策の充実を図ってまいりました。

また、平成15（2003）年の「日向市新障害者プラン」を経て、平成30（2018）年3月には、これらの取り組みを継続、発展させるものとして、令和5（2023）年度までの6年間を計画期間とした「第4次日向市障がい者プラン」を策定し、施策の推進に取り組んでまいりました。

この間、国においては、令和3（2021）年6月に医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを規定した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4（2022）年5月に障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを規定した「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が公布されるなど、さまざまな法整備が進められてきました。

このように、法的整備が推進される一方、生活面においては、令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、地域の交流・見守りの場や支援の機会の喪失など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

本市では、こうした社会情勢の変化に的確に対応するとともに、障がい者施策の一層の推進を図るため、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする「第5次日向市障がい者プラン」を策定しました。

本プランでは、「障がいのあるなしにかかわらず 誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を基本目標に掲げ、5つの基本方針「一人ひとりが大切にされる地域づくり」「乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援」「社会参加の促進」「地域で自立して暮らし続けられるための支援」「安全・安心のまちづくり」により、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

今後とも、すべての市民が笑顔で暮らせる元気な「まち」の実現を目指し、市民の皆様をはじめ、国、県、関係機関等との連携を図りながら、施策の一層の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「日向市障がい者プラン策定委員会」の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

日向市長 十 屋 幸 平

目 次

○ はじめに	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の対象	4
第3節 計画の位置付け	5
第4節 計画の期間	6
第1章 総論	7
第1節 障がいのある人の現状と課題	7
1 障がい者手帳の所持者数等	7
2 アンケート調査による現状把握	11
第2節 第4次日向市障がい者プランの進捗状況	30
1 広報・啓発活動の促進	30
2 交流・ふれあい活動の促進	30
3 福祉教育の推進	30
4 市民活動への積極的な支援	30
5 権利擁護の推進	31
6 就学前教育・保育・療育の充実	31
7 障がいのある児童生徒への教育の充実	31
8 休日・放課後活動の充実	31
9 雇用促進対策の充実	31
10 福祉的就労の充実	32
11 生涯学習の促進	32
12 スポーツ・文化活動の充実	32
13 障がいの早期発見とケア	32
14 医療・リハビリテーションの推進	32
15 福祉サービスの充実	33
16 福祉サービスの質の向上	33
17 総合的な支援体制の整備	33
18 社会資本の整備	33
19 障がいのある人に配慮した住宅の整備	34
20 地域安全体制の確立	34
第3節 基本理念等	35
1 基本理念	35
2 基本目標	35
3 基本方針	35
第4節 推進体制	37
1 計画を推進するための役割	37
2 計画の推進体制	38

3 計画の進捗管理・評価	38
第5節 施策の体系・展開	39
第2章 各論	40
第1節 一人ひとりが大切にされる地域づくり	40
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	40
2 福祉教育の推進	41
3 啓発・広報活動の推進	42
4 専門職種の養成・確保	43
5 意思疎通支援の充実	44
第2節 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援	46
1 障がい児支援・育成施策の充実	46
2 教育環境の充実	47
3 休日・放課後活動の充実	47
第3節 社会参加の促進	49
1 一般就労支援施策の充実	49
2 一般就労が困難な障がいのある人への就労支援	49
3 生涯学習の促進	50
4 スポーツ、文化芸術活動の振興	51
5 選挙等における配慮等	52
第4節 地域で自立して暮らし続けられるための支援	53
1 地域における相談支援の充実及び意思決定支援の充実	53
2 在宅サービス等の充実	54
3 施設福祉サービスの質の向上	55
4 多様な福祉サービスの提供	55
5 福祉用具の普及促進と利用支援等	57
6 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進	57
7 医療サービスの充実	58
8 精神保健対策の推進	59
9 NPO・ボランティア活動の推進	60
第5節 安全・安心のまちづくり	62
1 人にやさしい福祉のまちづくり	62
2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上	63
3 防災・防犯対策等の充実	64
(参考資料)	66
・用語解説	66
・日向市障がい者プラン策定委員会設置要綱	75
・日向市障がい者プラン庁内策定委員会設置規程	78
・日向市障がい者プラン策定経過	81

○ はじめに

第1節 計画策定の背景

「障がいのある人も、障がいのない人も、共に地域社会で普通に暮らす権利がある」。こうした考えは、ノーマライゼーション※と呼ばれ、国の障がい者施策の中心的な理念となっています。また、人としての尊厳は、誰もが自らの人生の主人公であり、自ら思うようにその人らしく生きることを尊重することにあります。

本市は、このような視点に立って、「すべての市民が自己実現に向かって個性を尊重されるとともに、社会参加を保障され、人間の尊厳にふさわしい自立した生活を享受できる地域共生社会」を目指し、さまざまな障がい者施策に取り組んできました。

【平成14年度以前】

本市では、昭和56（1981）年の「国際障害者年※」以来、そのテーマである「障害者の完全参加と平等」の実現に向けて、障がい者施策の拡充に努めてきました。

平成4（1992）年に初めて開催された「日向市ふれあいフェスタ※」は、今では広く市民に浸透したイベントになっています。また、平成5（1993）年度からは「住みよいまちづくり事業」「やさしいまちづくり事業」に取り組み、道路の段差解消などの生活環境の整備に努めてきました。

【平成15年度：支援費制度の導入】

平成15（2003）年度からは、行政がサービスの内容を決定する措置制度から、利用者が自らのサービスを選択できる支援費制度へと移行し、利用者の自己選択・自己決定が尊重されるように、情報提供体制の充実が求められるようになりました。

【平成18年度：障害者自立支援法の施行】

平成18（2006）年度からは、財源や支給決定の基準に課題のあった支援費制度に替わる制度として、「障害者自立支援法」が施行され、障がい種別にかかわらず共通の制度の下、一元的にサービスを提供する仕組みが創設されました。

本市においても、サービスを計画的に提供することを目的とする「日向市障がい福祉計画※」を策定し、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援の充実に努めてきました。

平成20（2008）年8月には、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域課題の解決に向けて協議を行う場として「日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会※」（以下「自立支援協議会」という。）が設置され、日向・入郷保健福祉圏域における障がい福祉の推進機関として重要な役割を担っています。

【平成23年度：日向市障害者センターの開所】

平成23（2011）年4月には、日向市障害者センター※「愛称：あいとぴあ（以下「あいとぴあ」という。）」が開所し、障がい者団体の活動拠点となっています。

また、8月には、「障害者基本法※」が改正され、社会的な制度や慣行などの影響で生活が制限される

○ はじめに
第1節 計画策定の背景

人も障がい者として定義されました。その他、「差別の禁止」の新設、「社会の障壁の除去」などが掲げられました。

【平成24年度：障害者虐待防止法の施行】

平成24（2012）年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、障がいのある人の権利、利益を守るための制度が設けられました。障害者虐待防止法では、身体的虐待、放棄・放置、心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待の5つの類型を定義し、障がい者虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者は、速やかに通報しなければならないと定められました。

また、この法律は、障がいのある人の養護者に対する支援も含まれており、養護者による虐待を防ぎ、再発防止を考える際には、養護者に対する支援も視野に置くこととされています。

【平成25年度：障害者総合支援法の施行】

平成25（2013）年度には、障害者自立支援法に替わる新たな法律として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行され、地域共生社会の実現に向けて施策の充実が図られました。特徴としては、支援対象者が難病患者にも拡大されたほか、ケアホームとグループホームの一元化、重度訪問介護^{*}の利用拡大などが図られています。

【平成26年度：障害者の権利に関する条約の発効】

障がいのある人が社会の一員として尊厳を持って生活することを目的とした、国際連合の「障害者の権利に関する条約^{*}」の批准のため、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の成立など、「障害者制度改革」が進められました。併せて、条約批准のため、障害者差別を禁止する法律が必要であり、平成25（2013）年6月の「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の成立を受けて、平成26（2014）年1月に140番目の国として条約を批准し、2月に条約が発効されました。

【最近の動向】

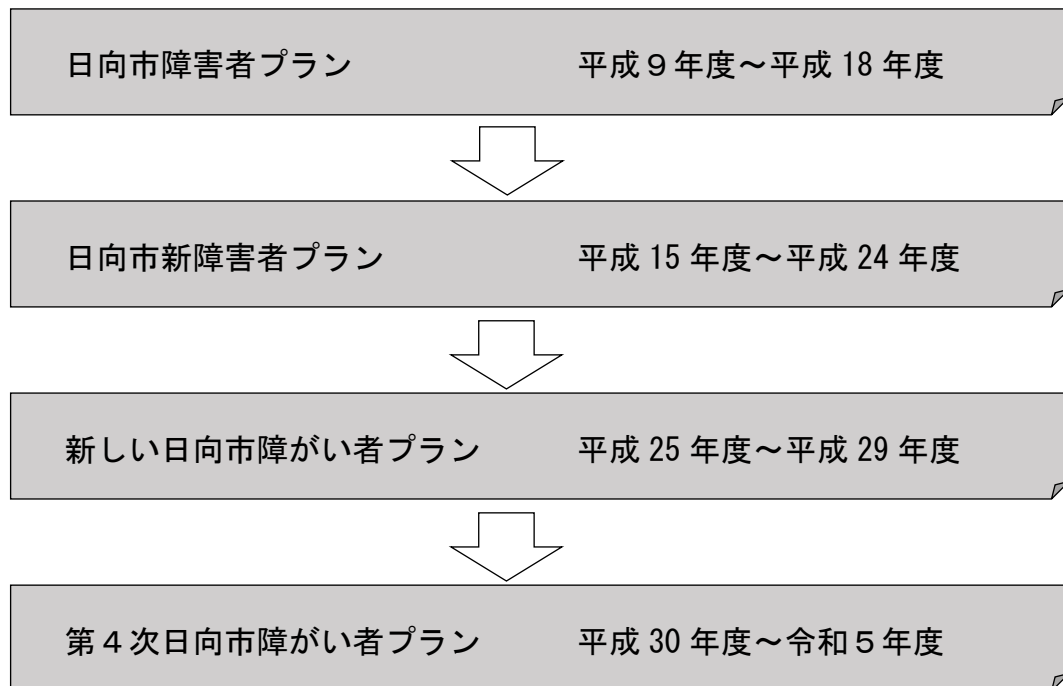
本市は、県内の自治体に先駆けて「日向市手話言語条例」を制定し、平成28（2016）年4月1日から施行しています。この条例は、手話を「言語」として明確に位置付け、手話の理解促進と普及をはじめ、手話を使用しやすい環境づくりを推進することで、円滑な意思疎通の中、すべての市民が暮らしやすい地域社会の構築を目指すものです。

また、国においては、平成25（2013）年に制定された「障害者差別解消法」が平成28（2016）年4月1日から施行され、禁止する2種類の差別として「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮^{*}をしないこと」が定義されています。

さらに、令和3（2021）年6月には、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを規定した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医ケア支援法」という。）」が、令和4（2022）年5月には、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを規定した「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」が公布されました。

このように、法的整備が推進される一方、生活面においては、令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、地域の交流・見守りの場や支援の機会の喪失など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

本市では、こうした社会情勢の変化に的確に対応するとともに、「第4次日向市障がい者プラン」が令和5（2023）年度末をもって計画期間の終了を迎えることから、令和6（2024）年度以降の障がい者施策の一層の推進を図るために、「第5次日向市障がい者プラン」を策定するものです。



※ 「日向市障害者プラン」の計画期間は10年間でありましたが、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化したことにより、新しい枠組みの構築が急がれたため、前倒しで「日向市新障害者プラン」を策定しています。

※ 本文中の「※」の付いている用語は、巻末に用語解説を掲載しています。

第2節 計画の対象

この計画の対象となる「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条第1号に定める「障害者」であり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者のみではなく、発達障がい、高次脳機能障がい、難病など心身の機能の障がいがある方であって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

また、計画の推進に当たっては、行政や関係機関だけでなく、市民の参画が必要不可欠であることから、すべての市民を対象とした計画であると言えます。

障がい者の定義

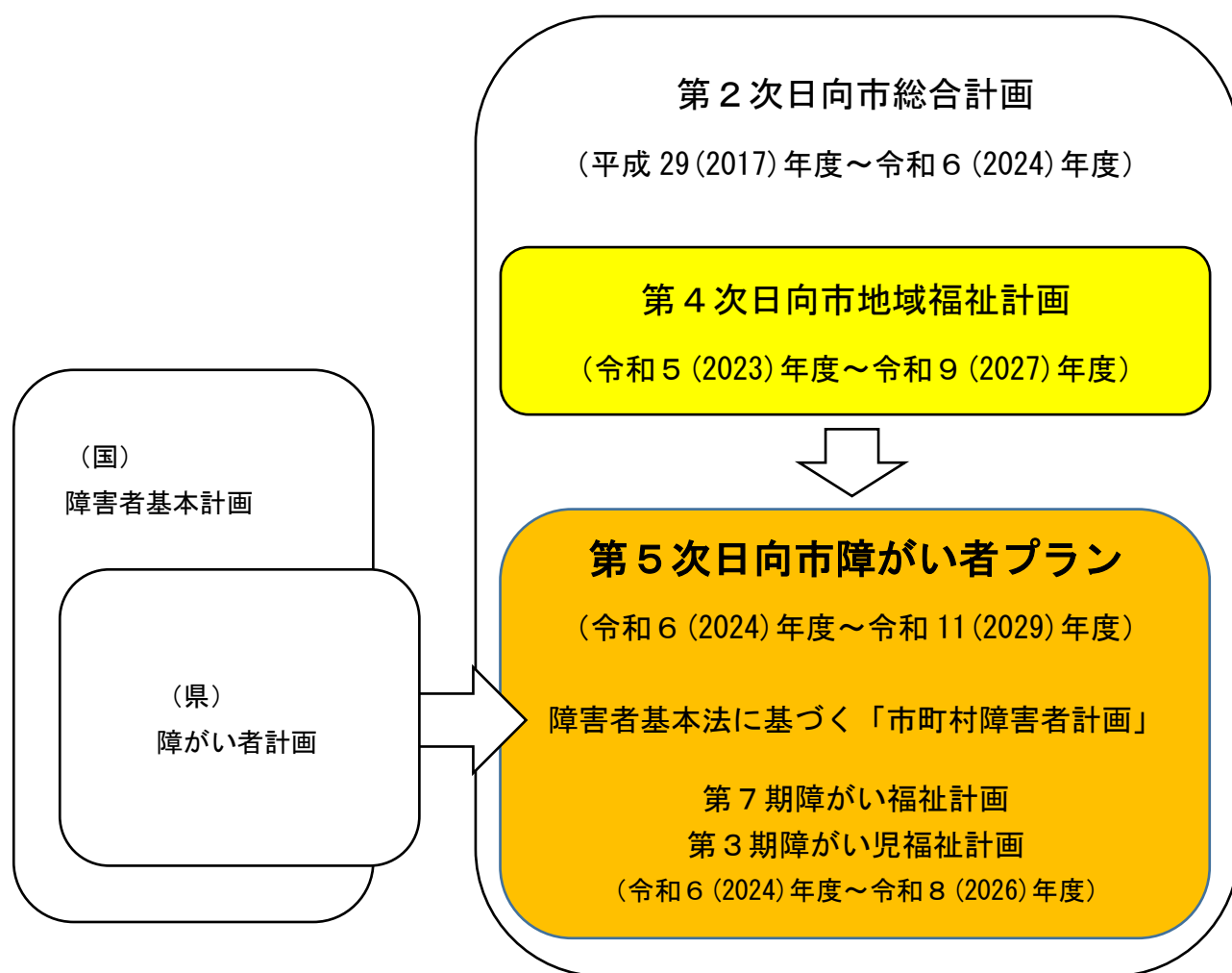
障害者基本法第2条において、「この法律において『障害者』とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下『障害』と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

なお、この計画における「障害」の表記については、法律名や組織・団体名などの名称、その他平仮名交じりの表記が適当でないと判断した場合を除いて、「障がい」と表記し、人を表す場合には「障がいの（が）ある人」や「障がいの（が）ある子ども」などと表記しています。

第3節 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、本市の障がい者施策を総合的・計画的に推進するための基本的考え方と、課題の解決に向けた今後の取り組みを示すものであり、障がいのある人に関わる保健及び福祉の観点から「第2次日向市総合計画※」の理念を具体化するための指針となるものであります。

また、「日向市地域福祉計画※」「日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画※」など本市の保健福祉分野の計画、その他まちづくり、人権、防災などの関連分野の計画との整合性を図る計画とします。



本市では、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第2項に基づき策定する「市町村障害福祉計画」を「日向市障がい福祉計画（日向市障がい児福祉計画※）」としており、生活支援をはじめとした障がい福祉サービスの確保に関する実施計画として別途策定しています。

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とし、別途策定する「日向市障がい福祉計画（日向市障がい児福祉計画）」との連動を図り、障がい福祉制度の変更状況を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

年 度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
日向市障がい者プラン			見直し						見直し
	前期プラン			第5向日向市障がい者プラン					
日向市障がい福祉計画 (日向市障がい児福祉計画)			見直し			見直し			見直し
	前期福祉計画			第7期福祉計画			次期福祉計画		

第1章 総論

第1節 障がいのある人の現状と課題

1 障がい者手帳の所持者数等

(1) 身体障がい児者

身体障害者手帳の所持者数は3,137人で、市の総人口に占める割合は5.3%となっています。「第4次日向市障がい者プラン（以下「前計画」という。）」が策定された平成29（2017）年度との比較では、0.2ポイント減少しています。

また、年齢階層別の内訳を見ると、18歳未満59人（1.88%）、18歳以上65歳未満673人（21.45%）、65歳以上2,405人（76.67%）となっています。

○ 身体障害者手帳所持者数（令和5（2023）年4月1日現在）

	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内 部	合 計
18歳未満	2	9	0	34	14	59
18歳以上～ 65歳未満	37	30	13	393	200	673
65歳以上	124	228	23	1,018	1,012	2,405
合 計	163	267	36	1,445	1,226	3,137
平成29年 (2017) 4月	210	262	40	1,735	1,322	3,569

本市の総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、令和5（2023）年4月1日現在で33.32%ですが、身体障害者手帳所持者では2.3倍以上も高齢化が進んでおり、高齢になるほど身体に障がいのある人の割合が高いことがうかがえます。

また、障がい種別の内訳を見ると、視覚障がい163人（5.2%）、聴覚・平衡機能障がい267人（8.51%）、音声・言語機能障がい36人（1.15%）、肢体不自由1,445人（46.06%）、内部障がい1,226人（39.08%）となっています。

前計画が策定された6年前と比較してみると、身体障害者手帳所持者総数は減少している中で、聴覚・平衡機能障がいのみが増加する状況となっています。

身体障がいは、生活習慣病や人口の高齢化などの発生原因や発生年齢とも関係しており、それらの影響が大きいものと考えられます。

(2) 知的障がい児者

療育手帳の所持者数は 648 人で、市の総人口に占める割合は 1.1%となっています。前計画が策定された平成 29 (2017) 年度との比較では、0.06 ポイント減少しています。

また、年齢階層別の内訳を見ると、18 歳未満 124 人 (19.14%)、18 歳以上 65 歳未満 447 人 (68.98%)、65 歳以上 77 人 (11.88%) となっています。

○ 療育手帳保持者数 (令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在)

	A (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	合 計
18 歳未満	36	11	77	124
18 歳以上～ 65 歳未満	170	152	125	447
65 歳以上	31	36	10	77
合 計	237	199	212	648
平成 29 年 (2017) 4 月	287	238	202	727

身体障害者手帳所持者と比べて、18 歳未満の割合が高い一方で、65 歳以上の割合が低い点に特徴があります。本市の高齢化率 33.32%と比べても、知的障がいのある人のうち 65 歳以上の割合は低い水準にあります。

また、前計画が策定された 6 年前と比較して見ると、総数が減少している中で、B 2 の所持者だけが増加しています。このことは、各種健診や早期の療育により軽度の障がいの早期発見と、それに伴う手帳取得の増加によるものと考えられます。

(3) 精神障がい児者

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 685 人で、市の総人口に占める割合は 1.16%となっています。前計画が策定された平成 29（2017）年度との比較では、0.3 ポイント増加しています。

また、年齢階層別の内訳を見ると、18 歳未満 7 人（1.02%）、18 歳以上 65 歳未満 521 人（76.06%）、65 歳以上 157 人（22.92%）となっています。

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）

	1 級	2 級	3 級	合 計
18 歳未満	0	2	5	7
18 歳以上～ 65 歳未満	26	292	203	521
65 歳以上	18	94	45	157
合 計	44	388	253	685
平成 29 年 (2017) 4 月	39	324	174	537

身体障害者手帳所持者と比べて、18 歳以上 65 歳未満の割合が高い点に特徴があります。また、本市の高齢化率 33.32%との比較では、精神障がいのある人のうち 65 歳以上の割合は低い水準にあります。

さらに、前計画が策定された 6 年前と比較して見ると、人口減少と相まって、身体障がい児者や知的障がい児者が減少している中、精神障がい児者は大幅に増加しています。

なお、精神障がいで通院治療を受けている人に対し、所得に応じて医療費の自己負担分を助成する自立支援医療※（精神通院医療）受給者は、令和 5（2023）年 4 月 1 日現在で 1,420 人いますが、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、そのうちの半分程度の状況となっています。

（４）重症心身障がい児者、医療的ケア児者

重症心身障がいとは、児童福祉法上において重度の肢体不自由と重度の知的障がいを重複した状態にある障がいと定義されています。

本市における重症心身障がい児者数は明らかになっていませんが、障害者手帳情報からは令和4（2022）年3月31日現在で成人30人、児童17人と推察しています。

また、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）※等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう※等を使用し、たんの吸引や経管栄養※などの医学的ケアが日常的に必要な医療的ケア児者が増加しています。

令和4（2022）年度末で県が推計している医療的ケア児数は192人となっており、本市において福祉サービスの利用により把握している人数は15人となっています。当該人数については、重症心身障がい児と一部重複していると推察しているほか、福祉サービスを利用していない児童を含めると、さらに増えるものと考えています。

（５）難病患者

障害者総合支援法の対象となる難病等は、366疾病（令和5（2023）年4月1日現在）が指定されています。このうち、原因が不明で治療が確立していない特定の疾患に対して、治療研究の推進と併せて医療費の自己負担の軽減を図るため、県から特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている市内居住者は、令和5（2023）年3月31日現在で522人となっています。

（６）発達障がい児者

発達障がいとは、発達障害者支援法※において、「自閉症※、アスペルガー症候群※その他の広汎性発達障害※、学習障害※、注意欠陥多動性障害※、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が低年齢において発現するもの」と定義されています。

本市における発達障がい児者数は明らかになっていませんが、文部科学省が令和4（2022）年に実施した全国調査において、調査した児童のうち学習面又は行動面で著しい困難を示し、特別な支援を要する児童は8.8%程度であるとされています。

（７）高次脳機能障がい児者

高次脳機能障がいとは、脳梗塞やくも膜下出血といった脳血管障がいや事故などによる脳外傷、心肺停止による低酸素脳症など、脳がダメージを受けたことにより注意力、記憶力、言語、感情のコントロール等がうまく働かなくなる認知機能障がいを指します。

本市における高次脳機能障がい児者数も明らかになっていませんが、厚生労働省が実施した「平成28（2016）年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者実態調査）」によると、医師から高次脳機能障がいと診断された者の数は32万7,000人と推定されています。

2 アンケート調査による現状把握

「第5次日向市障がい者プラン」の策定に当たり、障がいのある人の現状やニーズ、意見等を把握するため、障がいのある人、障がい福祉サービス事業者、障がい者団体を対象にアンケート調査を実施しました。

障がいのある人に対しては、市内の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人及び自立支援医療（精神通院医療）受給者のうち、1,000人を実無作為に抽出してアンケート調査を実施しました。

（1）障がい者アンケート

ア 調査の対象者と人数（重複障がいの場合は、いずれかの障がいから抽出）

① 身体障害者手帳所持者 702人

※障がい種別ごとの内訳

視 覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内 部
37人	60人	8人	324人	273人

② 療育手帳所持者 145人

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

・自立支援医療（精神通院医療）受給者 153人

イ 調査期間

令和5（2023）年9月20日～令和5（2023）年10月20日

ウ 調査方法

郵送による配布・回収

エ 調査票の回収状況 435件

オ 数値の基本的な取り扱い

比率は、すべて百分率（％）で表し、小数点以下第3位を四捨五入して計算しています。したがって、合計が100％にならない場合があります。

基礎となるべき実数は、“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率は100％として算出しています。ただし、“複数回答”とある問いは、一人の回答者が2つ以上を回答してもよい問いであり、各回答の合計が全体の標本数と一致していません。

カ 調査結果

① 日常生活について

（ア）生活の状況

生活の場として「持ち家」が69.6％と最も多く、家族構成としては配偶者を含めて「親族との同居」がほとんどでしたが、「一人暮らし」の人も22.4％となっています。このことは、前計画の策定時点とほとんど変わっていません。

〈生活の場について〉 n = 434

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 持ち家	302	69.6
2. アパートなど民間の借家	62	14.3
3. 公営住宅	30	6.9
4. 社宅・寮	2	0.5
5. 間借り・住み込み	1	0.2
6. 障害者施設（グループホーム以外）	4	0.9
7. 高齢者施設（グループホーム以外）	11	2.5
8. 病院（入院）	11	2.5
9. 救護施設	0	0.0
10. 援護寮	0	0.0
11. グループホーム	6	1.4
12. その他	5	1.2

(イ) 現在の生活で困っていることと相談相手

「自分の健康や体力に自信がない」という回答が最も多く、次いで「十分な収入が得られない」「家族など介助者の健康状態が不安」の順となっています。

相談相手としては、「家族・親族」が最も多く、次いで「市役所の窓口」「友人・知人」の順となっており、前計画の策定時点と同じ状況となっています。

〈現在の生活で困っていること〉（複数回答）

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 身の回りの介助や援護をしてくれる人がいない	33	3.7
2. 一緒に暮らす人がいない	35	3.9
3. 適当な働き口がない	39	4.4
4. 十分な収入が得られない	100	11.2
5. 趣味や生きがいを持ってない	60	6.7
6. 生活をするうえで必要な情報を得られない	36	4.0
7. 自分の健康や体力に自信がない	186	20.9
8. 家族など介助者の健康状態が不安	93	10.4
9. 隣人などとの関係	24	2.7
10. 必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	21	2.4
11. 将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか	89	10.0
12. 相談できる人がいない	25	2.8
13. 結婚のこと	15	1.7
14. 特に困っていることや不安に思うことはない	101	11.3
15. その他	33	3.7

〈困っていることの相談相手〉（複数回答）

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 家族・親族	299	39.1

2. 友人・知人	91	11.9
3. 市役所の窓口（福祉課等）	120	15.7
4. 日向市社会福祉協議会	29	3.8
5. 社会福祉施設	28	3.7
6. 幼稚園・保育園・学校	7	0.9
7. 身体障がい者・知的障がい者相談員※	28	3.7
8. 障がい者団体（役員など）	7	0.9
9. 民生委員・児童委員	25	3.3
10. 保健所	6	0.8
11. 児童相談所	4	0.5
12. 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談事業所※	19	2.5
13. 障害児等療育支援事業所※	5	0.7
14. 公共職業安定所（ハローワーク）	8	1.0
15. 地域包括支援センター※	51	6.7
16. 障害者就業・生活支援センター※	12	1.6
17. 障害者センター「あいとびあ」	5	0.7
18. ボランティア	1	0.1
19. 相談者や相談する機関はない	19	2.5

（ウ）相談しやすい体制を作るために必要なこと

「信頼できる相談者がいる」「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる窓口がある」「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」の順に回答が多くなっています。

〈相談しやすい体制を作るために必要なこと〉（複数回答）

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる窓口がある	182	20.7
2. 信頼できる相談者がいる	189	21.5
3. 身近な場所で相談できる窓口がある	139	15.8
4. インターネットでの相談ができる	30	3.4
5. 電話での相談を充実する	68	7.7
6. ファックスで相談できる	5	0.6
7. ちょっとしたことでも相談に応じてくれる	143	16.3
8. 相談場所のPRの充実	56	6.4
9. その他	12	1.4
10. 特になし	55	6.3

② 情報の入手方法について

（ア）利用している通信手段と情報入手先

前計画の策定時点と同様に、「電話」「人」といった直接的な方法で入手することが多くなっていますが、「携帯電話のメール機能やインターネット機能」と回答された人も大幅に増加しています。

また、情報の入手先は、「家族、親戚、友人、知人」「市や県の広報、パンフレット」の順に多くなっています。

〈利用している通信手段〉（複数回答）

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 人	245	28.4
2. 電話	214	24.8
3. ファックス	3	0.3
4. 携帯電話の電話機能	182	21.1
5. 携帯電話のメール機能	111	12.8
6. 携帯電話のインターネット機能（アプリ、チャットなど）	65	7.5
7. パソコンのメール機能（アプリ、チャットなど）	13	1.5
8. パソコンのインターネット機能（アプリ、チャットなど）	21	2.4
9. その他	10	1.2

〈情報の入手先〉（複数回答）

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 家族、親戚、友人、知人	225	27.2
2. テレビ（ケーブルテレビ等）、ラジオ、新聞、雑誌	118	14.3
3. インターネット	50	6.0
4. 市や県の広報、パンフレット	168	20.3
5. 公民館などの公開講座	12	1.4
6. 福祉団体、サークルの活動	7	0.8
7. 市役所の窓口（福祉課等）	69	8.3
8. 社会福祉協議会	9	1.1
9. 社会福祉施設、ヘルパー等	24	2.9
10. 幼稚園、保育園、学校、職場	6	0.7
11. 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員	15	1.8
12. 障がい者団体	2	0.2
13. 民生委員・児童委員	8	1.0
14. 保健所	2	0.2
15. 相談支援事業所	14	1.7
16. 障害者就業・生活支援センター	16	1.9
17. 地域包括支援センター	21	2.5
18. 児童相談所	0	0.0
19. 公共職業安定所（ハローワーク）	6	0.7
20. その他	18	2.2
21. 特にない	38	4.6

③ 外出について

（ア）外出の頻度と目的、交通手段

週1回以上外出する人が80.4%となっており、前計画の策定時点よりも多くなっています。主な外出目的としては、「買い物」「治療・リハビリ」の順に多くなっています。

また、その交通手段としては、49.3%と「自動車」が最も多く、そのうち本人以外の運転によるものが多くなっています。

〈外出の際の交通手段〉（複数回答）

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 徒歩のみ	78	11.1
2. 車いす（自走・電動車いす含む）	8	1.1
3. 車いす（介助者が必要）	23	3.3
4. 電動三（四）輪車	3	0.4
5. 自転車	59	8.4
6. オートバイ	4	0.6
7. 自動車（本人が運転）	157	22.3
8. 自動車（本人以外が運転）	190	27.0
9. 路線バス	16	2.3
10. ふらっとバス※	39	5.5
11. タクシー（リフト付きタクシー含む）	85	12.1
12. 鉄道	21	3.0
13. その他	20	2.8

（イ）外出した際に不便を感じることや外出しない（外出できない）理由

「道路・歩道の段差、誘導ブロック等の未整備及び障害者駐車場が少ない」といった意見が最も多くなっています。そのほか、「バスなどの交通機関の本数が少ないまたは設備が利用しにくい」「建物内の案内表示（文字・音声等）、スロープ、手すり、障がい者トイレ等の未整備」を指摘する意見も出されています。

〈外出で不便なことや外出しない理由〉（複数回答）

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. バスなどの交通機関が少ない	113	12.3
2. タクシーが利用しにくい	44	4.8
3. 移送サービスがない・少ない	29	3.2
4. 券売機や改札などが利用しにくい	8	0.9
5. 電車やバスの乗り降りが不便	29	3.2
6. 自家用車を利用するのに障がい者用駐車場が不備、または少ない	67	7.3
7. 道路の段差や階段に問題が多い	66	7.2
8. 歩道に問題が多い（狭い、誘導ブロックの不備など）	43	4.7
9. 看板、商品、駐輪自転車など、歩道に障害物が多い	13	1.4
10. 出入口に段差が多い・幅が狭い	35	3.8
11. 通路に手すりがない・狭い	41	4.5
12. スロープがない・少ない	38	4.1
13. 障がい者用トイレが設置されていない・利用しにくい	46	5.0

14. 建物内の階段やエレベーターなどが利用しにくい	20	2.2
15. 身近な公園や歩道のベンチ等、休憩できる場所がない・少ない	68	7.4
16. 障がいを理由に利用を断る施設がある	5	0.5
17. 誘導点字ブロックがない・少ない、色が見えにくい	7	0.8
18. 建物内の点字表示案内板がない・少ない	4	0.4
19. 電光掲示による文字案内がない・少ない	11	1.2
20. 音声誘導・音声案内などがなくない・少ない	9	1.0
21. 音声信号機がない・少ない	11	1.2
22. 呼び出しの音が聞こえない	12	1.3
23. 移動を介助する人がいない	15	1.6
24. ガイドヘルパー※等のサービスが少ない、利用しにくい	9	1.0
25. コミュニケーションがとりにくい、手話が通じない	7	0.8
26. 貸出し用の車いすがなくない・少ない	11	1.2
27. 騒音が苦手	28	3.0
28. 入院中、障がいや病気のため動けない	14	1.5
29. 人の目が気になる	33	3.6
30. 外出したくない	27	2.9
31. 外出する目的がない	22	2.4
32. その他	35	3.8

④ 災害時のことについて

(ア) 災害が起きたときに心配なこと

前計画の策定時点と同様に「避難生活ができるかどうか不安」という意見が最も多く、次いで「薬や障がいに応じた用具の手配が難しい」「助けに来てくれる人がいるか心配」の順となっています。

〈災害が起きたときに心配なこと〉(複数回答)

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 助けに来てくれる人がいるか心配	135	15.3
2. 助けを求めるのがむずかしい	73	8.3
3. 自分の障がいを理解してもらいにくい	90	10.2
4. 避難所生活ができるかどうか不安	198	22.4
5. 薬の手配がむずかしい	109	12.3
6. 情報を入手しにくい	81	9.2
7. 障がいに応じた用具(スローマ※など)が入手できるか心配	35	4.0
8. 病院などにいけない	83	9.4
9. その他	12	1.4
10. 特になし	68	7.7

(イ) 防災対策

「避難所や避難場所を知っている」「避難誘導をしてくれる人がいる」という回答が多く、

何らかの防災対策を講じている人が多くなっています。その移動手段についての問いでは、「自力で避難できる」「家族の援助があれば避難できる」と回答した人が79.4%でした。

〈防災についての対策〉（複数回答）

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 避難所や避難場所を知っている	234	34.3
2. 避難誘導をしてくれる人がいる（家族）	129	18.9
3. 避難誘導をしてくれる人がいる（家族以外）	38	5.6
4. 緊急通報装置を設置している	9	1.3
5. 宮崎県防災・防犯情報メールサービス※を利用している	50	7.3
6. 防災訓練などに参加している	35	5.1
7. 食糧などの備蓄をしている	77	11.3
8. 障がいに応じた用具（スロープなど）を準備している	19	2.8
9. その他	18	2.6
10. 特にない	73	10.7

⑤ 住まいについて

（ア）市の住宅対策

今後、特に望むことについては、「住宅改修費の助成制度の充実」が最も多くなっています。

また、改修した（したい）箇所は、「風呂」「トイレ」「玄関」の順に高くなっていて、56.9%を占めています。

〈市の住宅対策として望むこと〉 n=540

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. ケア付き住宅やグループホームなどの整備	80	14.8
2. 物件をあっせんする住宅相談窓口	28	5.2
3. 障がい配慮した公営住宅の整備	82	15.2
4. 公営住宅の入居の優先枠の拡大	51	9.4
5. 住宅改修費の助成制度の充実	113	20.9
6. 障がい配慮した民間のアパートなどの整備促進や入居の斡旋	67	12.4
7. その他	11	2.0
8. 特にない	108	20.0

⑥ 福祉サービスについて

（ア）保健・医療・福祉サービスの充実度について

「充実している」「どちらかというと、充実している」と回答した人は74.8%で、前計画の策定時点よりも若干多くなっています。

また、充実していない意見として、「医療費や通院費の助成」「医療体制の不足」「福祉サービスの充実度」「情報発信」「市の窓口対応」に関するものが多く寄せられました。

〈保健・医療・福祉サービスの充実度〉 n=377

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 充実している	58	15.4
2. どちらかという、充実している	224	59.4
3. どちらかという、充実していない	56	14.9
4. 充実していない	39	10.3

⑦ 権利の擁護について

(ア) 権利の擁護状況について

「障がいがあることでいやなことを言われたことがありますか」との問いに、101人24.5%の人が「言われたことがある」と回答しています。その他の意見としては、「言われたことはないが、ジロジロ見られる」との意見が多くありました。

〈権利の擁護について〉(複数回答)

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 言われたことがある	101	24.5
2. 言われたことはない	220	53.3
3. わからない	82	19.9
4. その他	10	2.4

(イ) 日常生活自立支援事業※について

「日常生活自立支援事業を利用した人」もしくは「日常生活自立支援事業を知っている人」は42.3%で、前計画の策定時点よりも3.7ポイント高くなっています。

〈日常生活自立支援事業について〉 n=390

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 利用している	29	7.4
2. 知っているが利用していない	136	34.9
3. 知らない	225	57.7

(ウ) 成年後見制度※について

「成年後見制度を知っている」と回答した人の割合は41.3%でした。「成年後見制度を知らない」と回答した人のうち、「詳しく知りたい」もしくは「利用したい」と回答した人は16.6%で、45.1%の人が「わからない」と回答しています。

〈成年後見制度について〉 n=400

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 知っている	165	41.3
2. 知らない	235	58.8

〈成年後見制度を知らないと答えた人の今後の意向〉 n=381

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 詳しく知りたい	38	10.0
2. 利用したい	25	6.6
3. 利用しなくてもよい	146	38.3
4. わからない	172	45.1

⑧ 仕事について

(ア) 収入の種類

「老齢年金」と回答した人が全体の36.2%と最も多く、「障害年金」と回答した人と併せて、年金を収入としている人が全体の66.3%となっています。

一方で、「収入なし」と回答した人も6.3%いました。

〈収入の種類〉(複数回答)

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 給与	63	12.3
2. 障害年金	154	30.1
3. 老齢年金	185	36.2
4. 事業収入	22	4.3
5. 各種手当	4	0.8
6. 仕送り	1	0.2
7. 生活保護	23	4.5
8. 収入なし	32	6.3
9. その他	27	5.3

(イ) 就労の状況

「現在、働いていますか」との問いでは、働いている人は28.1%で、そのうち「会社などの正規の社員・職員(役員を含む)」と回答した人が26.3%でした。

また、「働くつもりはない(働く必要がない)」と回答した人が29.7%、「働きたいが、今は働いていない」と回答した人が22.3%となっています。

「働きたいが、今は働いていない」理由については、「病気・障がいが重い」もしくは「高齢で仕事ができない」と回答した人が50.3%となりました。

また、「自分の状態にあった仕事がない」20.7%、「受け入れてくれる職場がない」8.9%も順に高くなっています。

〈就労の形態〉 n=114

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 農業など自営業	19	16.7
2. 家業の手伝い	5	4.4
3. 臨時、日雇い、パート、嘱託等	25	21.9
4. 会社などの正規の社員・職員(役員を含む)	30	26.3
5. 内職	1	0.9
6. 作業所(就労継続支援A型、B型※)	27	23.7
7. その他	7	6.1

〈働きたいが、今は働けない理由について〉(複数回答)

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 病気・障がいが重い	55	30.7
2. 高齢で仕事ができない	35	19.6

3. 受け入れてくれる職場がない	16	8.9
4. 賃金などの労働条件があわない	3	1.7
5. 技能や資格を取得中であるため	0	0.0
6. 雇用期間が決まっていたため	0	0.0
7. 通勤の手段がない	8	4.5
8. 自分の状態にあった仕事がない	37	20.7
9. 家事・育児をしているため	5	2.8
10. 今は仕事をしたくないから	5	2.8
11. 仕事をしても長続きしないため	6	3.4
12. その他	9	5.0

(ウ) 障がい者の雇用政策に望むこと

障がい者の雇用政策に望むこととして、「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解があること」が 11.8%、「生活できる給料がもらえること」と「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」がそれぞれ 10.4%となっています。

〈障がい者の雇用政策に望むこと〉(複数回答)

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 障がい者の雇用を法律で義務づけること	108	6.2
2. 企業などが積極的に障がい者を雇うこと	162	9.3
3. 障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること	180	10.4
4. 障がい者にあった就労条件(短時間労働など)が整っていること	171	9.9
5. 生活できる給料がもらえること	181	10.4
6. 障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解があること	205	11.8
7. 仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること	108	6.2
8. 障がい者の起業支援が充実していること	73	4.2
9. 通勤(交通)手段が確保されていること	130	7.5
10. 働く場の紹介(あっせん)や相談が充実していること	128	7.4
11. 健康管理が充実していること	94	5.4
12. 小規模作業所※など働く場が整備されていること	91	5.3
13. 公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること	77	4.4
14. その他	25	1.4

⑨ 地域社会とのかかわり方について

(ア) 社会活動などの活動状況

この1年間に社会活動をした人は 79.2%で、その中で最も回答が多かったのは「買い物」でした。

また、活動しなかった人の理由としては、「体力面で難しい」という意見が半数以上を占めています。

〈1年間の社会活動状況〉(複数回答)

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. スポーツやレクリエーション	72	10.7
2. 旅行	90	13.4
3. 買い物	156	23.2
4. ボランティア活動	17	2.5
5. 障がい者団体の活動	23	3.4
6. 趣味などのサークル活動	52	7.7
7. 講座や講演会などへの参加	27	4.0
8. 地域の行事やお祭り	82	12.2
9. その他	13	1.9
10. 特になし	140	20.8

(イ) 障がいや障がいのある人に対する理解について

「障がいや障がいのある人は、まわりの人々に十分理解されていると思いますか」という問いに対しては、「十分理解されている」もしくは「ある程度は理解されている」という回答が54.6%でした。

また、「日常生活を送る中で、障がいがあることが原因で何らかの不自由、また差別や偏見、疎外感を感じたことがある」という人は41.1%で、前計画の策定時点よりも11.4%も高くなっています。

差別や偏見、疎外感を感じる場面としては、「買い物や趣味、レジャー等のとき」「交通機関を利用したとき」「家庭の中で」「地域での各種行事に参加したとき」という意見が多くありました。

〈障がいや障がい者に対する理解〉 n = 401

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 十分理解されている	31	7.7
2. ある程度は理解されている	188	46.9
3. 理解されていない	84	20.9
4. わからない	98	24.4

〈障がいがあることによる差別・偏見等〉 n = 389

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. よく感じる	48	12.3
2. ときどき感じる	112	28.8
3. ほとんど感じたことはない	163	41.9
4. まったく感じたことはない	66	17.0

(ウ) 障がいのある人の社会参加への理解について

「障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことは何か」との問いに対しては、「障がいの特性を地域の人々が理解すること」という回答が最も多く、次いで「障がい者自身の積極性」となっています。

〈障がい者の社会参加に大切なこと〉(複数回答)

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
-------	--------	--------

1. 障がいの特性を地域の人が理解すること	198	19.9
2. 魅力的な行事や活動の充実	68	6.8
3. 利用しやすい施設への改善	137	13.8
4. 移動しやすい交通機関や道路への改善	118	11.9
5. 地域の人たちが障がい者を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実	111	11.2
6. 参加を補助するボランティアなどの育成	84	8.4
7. 障がい者自身の積極性	175	17.6
8. 家族の積極性	87	8.7
9. その他	17	1.7

(エ) 暮らしよいまちづくりのために必要なこと

「障がいのある人にとって、日向市は暮らしやすいまちだと思いますか」という問いでは、「とても暮らしやすいまちだと思う」「どちらかという、暮らしやすいまちだと思う」と回答した人は77.5%でした。

また、暮らしよいまちづくりのために必要な『人と人とのつながりの面』では、「安心して暮らせるよう定期的に声をかける人が増える」「気軽に手伝いを頼める人が増える」「隣近所の人と交流する機会が増える」という回答が多く、『社会環境の面』では、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」「行政からの福祉に関する情報提供の充実」「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が多くなっています。

今後の暮らしについては、「家族と一緒に暮らしたい」という回答が最も多くなっている一方で、「一人で暮らしたい」という意見も多くなっています。

〈暮らしよいまちづくりのために必要なこと（人と人とのつながり面）〉（複数回答）

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 隣近所の人と交流する機会が増える	119	19.2
2. 安心して暮らせるよう定期的に声をかける人が増える	141	22.7
3. 外出するときの付き添いや手伝いが増える	69	11.1
4. 清掃や運動会など、地区内の行事に参加する機会が増える	37	6.0
5. 同じ障がいのある仲間が集える場が増える	86	13.8
6. 施設の入居者と交流する人が増える	34	5.5
7. 気軽に手伝いを頼める人が増える	135	21.7

〈暮らしよいまちづくりのために必要なこと（社会環境の面）〉（複数回答）

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	210	17.9
2. 行政からの福祉に関する情報提供の充実	130	11.1
3. 保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	93	7.9
4. 参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実	59	5.0
5. いろいろなボランティア活動の育成	29	2.5
6. 在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実	120	10.3
7. 医師や専門職員による訪問指導の充実	77	6.6

8. リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	64	5.5
9. 職業訓練の充実や働く場所の確保	53	4.5
10. 同じ障がいのある仲間が集える場の確保	76	6.5
11. 利用しやすい公共施設の整備・改善	89	7.6
12. 公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など、生活の場の確保	70	6.0
13. 差別や偏見をなくするための福祉教育や広報活動を充実	93	7.9
14. その他	7	0.6

⑩ 保育・教育について

(ア) 障がいのある子どもの成長を一貫して支えるために必要なこと

就学前及び学齢期にある子どもの保護者からは、「乳幼児期の健康診査・障がいの早期発見」「障がいのある子どもに対する療育※・教育支援」という回答が多くなっています。

また、希望する進路としては、「職員等の指導員の支援を受けながら働くことのできる事業所で働いてほしい」「企業等で一般就労してほしい」といった意見が多くなっています。

〈障がいのある子どもの成長を一貫して支えるために必要なこと〉(複数回答)

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 乳幼児期の健康診査・障がいの早期発見	113	16.1
2. 障がいのある子どもに対する療育・教育支援	104	14.9
3. 乳幼児期から学齢期への円滑な移行に対する支援	62	8.9
4. 放課後支援などの日中活動の充実	60	8.6
5. 学校教育終了後の進路の確保	71	10.1
6. 介護者(家族・保護者等)への療育・教育に関する相談などの支援	78	11.1
7. 介護者(家族・保護者等)の急病や休養に対する支援	80	11.4
8. 介護者(家族・保護者等)の就労支援	58	8.3
9. 重症心身障がい児の短期入所先の確保	58	8.3
10. その他	16	2.3

〈障がいのある子どもの希望する進路〉(複数回答)

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 企業等で一般就労してほしい	34	14.2
2. 障がい者の雇用が多い事業所で働いてほしい	31	13.0
3. 職員等の指導員の支援を受けながら働くことのできる事業所で働いてほしい	35	14.6
4. 一般就労に向けた支援を受けられる施設へ通ってほしい	21	8.8
5. 就労はむずかしいのでレクリエーションや創作活動等をする施設へ通ってほしい	16	6.7
6. 身体機能の訓練ができる施設へ通ってほしい	15	6.3
7. 自立に向けた訓練ができる施設へ通ってほしい	29	12.1
8. 職業訓練校へ通ってほしい	6	2.5
9. 大学や専門学校等へ進学してほしい	6	2.5

10. 自宅でできる仕事をしてほしい	18	7.5
11. 就労等の希望はない	16	6.7
12. 施設などへ入所してほしい	6	2.5
13. その他	6	2.5

⑩ 介助者の状況について

(ア) 在宅の障がいのある人について、主に介助をしている人の状況

主な介助者の年齢は「65歳以上」の人が68.5%となっており、前計画の策定時点よりも高齢化が進んでいます。

また、1日の介助や見守りの平均時間としては、「12時間以上」という回答が29.6%と最も多く、「6時間以上12時間未満」も23.2%となっています。

ボランティアに支援を頼んでいること、又は頼みたいことについては、「話し相手」「介助者が緊急で不在の際の手助け」という回答が最も多くなっています。

〈ボランティアに支援を頼んでいること、頼みたいこと〉(複数回答)

選 択 肢	回答数(人)	回答率(%)
1. 話し相手	40	12.3
2. 外出時の付き添い	28	8.6
3. 外出時の送り迎え(移送ボランティア)	35	10.8
4. 家事の手伝い	24	7.4
5. 家族が外出した際のあなたの世話	28	8.6
6. 介助者が緊急で不在の際の手助け	39	12.0
7. 家の掃除や庭の手入れ	21	6.5
8. 買い物や諸手続きの代行	25	7.7
9. 手話通訳、要約筆記※	2	0.6
10. 本や情報紙などの点訳や朗読	0	0.0
11. 学習・趣味活動などの相手や介助	14	4.3
12. スポーツ・レクリエーション活動の相手や介助	5	1.5
13. 行事やイベントの手助け	7	2.2
14. 特にない、必要がない	50	15.4
15. その他	6	1.9

(2) 事業所アンケート

ア 対象事業所

市内の相談支援事業所を含めて、障がい福祉サービス事業所 73 事業所

イ 調査期間

令和5（2023）年12月13日～令和5（2023）年12月28日

ウ 調査方法

郵送及びメールによる配布・回収

エ 調査票の回収状況 19 事業所（回収率：26.03%）

オ 調査結果

調査の結果、次のような現状や課題を把握しました。

① 相談について

- 将来の生活の場、収入、健康、生きがいについて不安に思っている方が多くなっている。
- 障がいの特性に応じた専門的な事業所が足りない。
- 日中の居場所がない。
- 課題が複雑・多様化してきていて、相談窓口が分からない。
- 曜日や時間に関係なく相談できる窓口が求められている。
- 身近な場所やちょっとしたことでも相談できる窓口が求められている。
- 専門の相談員の確保や育成が必要である。

② 防災対策について

- 災害時、利用者を避難させられるか、家族と連絡が取れるか不安に思っている事業者が多い。
- 地区防災計画※や個別避難計画※の策定が進んでいない。
- ほとんどの事業所が、防災対策として、避難所や避難場所の確認、防災訓練、職員の役割分担、食料の備蓄など、何らかの対策を実施している。
- 重症心身障がい児者や医療的ケア児者の場合、非常持ち出し品が重装備となってしまう。
- より実践に近い防災訓練が必要である。
- 災害時の要配慮者※の受入は、そのときの被災状況等によって異なる。特に、医療的ケア児者や重度障がい者の場合は、普段から状態の把握が必要である。

③ 福祉サービスについて

- 日向市の保健、医療、福祉サービスの充実度は、約半数の事業所が不十分、又はどちらかというところと不十分と考えている。
- 不十分と考える理由は、次のとおり。
 - ・特に発達障がい者など、障がいの特性に応じた支援体制が構築できていない。
 - ・常に支援が必要な障がい者を受け入れる施設が少ない。

- ・介護職の人材を確保することに対する市の支援がない。
 - ・居住地区によって利用できる福祉サービスの選択肢が少ない。
 - ・相談支援体制が整っていないため、各相談支援専門員の業務が煩雑化し、支援の質が低下している。
 - ・年末年始や夜間など、日時を問わず相談できる窓口がない。
 - 障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障がい福祉サービスとして、短期入所（ショートステイ）、重度訪問介護、共同生活援助（グループホーム）※の充実が特に求められている。
 - 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業※として、地域活動支援センター事業※、相談支援事業※、成年後見制度利用支援事業※の充実が特に求められている。
- ④ 仕事について
- 不安に感じることは、通勤、本人に合った職業、人間関係が多くなっている。
 - 集団になじめないなど、障がいの特性について職場の理解が得られない。
 - 仕事をしていない、長続きしない原因は、心身状態の不安定さが最も多い。
 - 障がいのある人に対する合理的配慮が不足している。
 - 障がいのある人が働くために必要なことは、事業主や職場の仲間の理解、障がいのある人に配慮した施設・設備、通勤手段の確保の順に多くなっている。
- ⑤ 地域社会とのかかわりについて
- 事業所の半数以上が、地域とのかかわりがないと回答している。
 - 災害時の避難場所として事業所を活用してもらったり、地域の防災訓練に参加したりしている。
 - 地域活動や社会参加について、ほとんどの事業所が一般の理解は深まっていないと考えている。
 - 社会参加を積極的に促していくために必要なことは、障がいの特性を地域の人が理解することが最も多く、次いで差別解消や合理的配慮の広報、福祉教育※の充実となっている。
 - 障がいのある人にとって、日向市はまだ暮らしにくいと考えている。
 - 地域の中で暮らしやすくするために、人と人とのつながりの面では、地域で交流する機会の創出や定期的に声をかけてくれる人の存在が必要と考えている。
 - 社会環境の面では、相談体制の充実や生活の場の確保、保健・医療・福祉サービスの充実を望む意見が多くなっている。
- ⑥ 保育・教育について
- 障がいのある児童の成長を一貫して支援するためには、介護者への療育・教育に関する相談支援、乳幼児期から学齢期への円滑な移行に関する支援、介護者の急病や休養に関する支援が必要である。
 - 児童のケースに対応する相談支援専門員※を育成する必要がある。
- ⑦ その他
- 相談支援専門員や行政などの関係機関とのつながりはあるが、障がい者団体との連携は少

ない状況である。

- 今後の支援のあり方については、専門的支援の充実を図る必要がある。
- 発達障がい児に関する教職員への基本研修と実践研修により、専門的な支援方法を確立する必要がある。
- 地域の課題があっても、それらを把握して形にできる組織が機能していない。
- 人材確保、人材育成に注力し、支援の質の向上を図る必要がある。
- 日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター※（以下「基幹相談支援センター」という。）や自立支援協議会を有効に機能させる必要がある。
- 障がい福祉サービスを利用するための受給者証の発行に時間を要している。
- 制度の狭間にある福祉ニーズについて、支援できないものが多い。
- 指定特定相談支援事業所の経営は、特に一人事業所で厳しい状況にあるため、地域生活支援拠点※の整備が急務である。
- 障がい児者数に対し、相談支援専門員の数が絶対的に不足している。

(3) 障がい者団体アンケート

ア 対象団体

市内の障がい者団体 10 団体

イ 調査期間

令和5（2023）年12月19日～令和5（2023）年12月28日

ウ 調査方法

郵送・メールによる配布・回収

エ 調査票の回収状況 8 団体（回収率 80%）

オ 調査結果

調査の結果、次のような現状や課題を把握しました。

① 活動の中で困っていることについて

- 会員の高齢化と減少により活動ができなくなっている。
- 新規の会員の加入が少ない。
- 団体活動などの際、ガイドヘルパーが足りない場合がある。
- 公共交通機関の便数が少なく、タクシーの台数も減っているので困っている。

② 行政窓口やサービス利用について

- 新たに障害者手帳を取得した方に、団体を紹介していただきたい。
- 専従手話通訳者※が不在の時に不便を感じるので、市職員には簡単な手話を覚えてほしい。
- 障がいのある人本人ではなく、ガイドヘルパーなど付き添いの人に説明したり、書類を渡したりされることがあった。
- 行政文書等は、福祉機器等で読ませたときに、理解しやすいものにしてほしい。

③ 日常生活や社会生活について

- ヘルプマーク※の認知不足がある。広報ポスターを学校等に配布し、認知度アップと意識向上につなげていただきたい。
- 近年の物価高騰に伴い、福祉サービスを利用するにも自己負担が高くなっている。
- 災害時、障がいのある人への情報伝達について配慮してほしい。
- 年々移動が困難になっている。
- ICT技術※の進歩で、活字文書を読むことができるようになったが、まだまだ不便である。
- 交通インフラが脆弱なので、移動に時間がかかったり、費用負担が大きかったりする。
- 介護者が急用の際、空きがなくてショートステイが利用できないことがある。

④ 現在の日向市の福祉施策について

- 介護職員が不足している。研修などを通して、人材育成と確保が必要である。

- 市職員にも手話奉仕員養成講座※に参加したり、職員手話の会を再開したりしてほしい。
 - 福祉輸送サービス※を立ち上げていただきたい。
 - 地域移行に必要な医療的ケア児者を含み、重症心身障がい児者の短期入所の施設が足りない。
 - 重症心身障がい児者の保護者が長期入院となった場合、障がいのある人が利用できる施設や病院が足りなく、対応できる医師や看護師なども少ない。
 - 大規模な災害が想定される中、個別避難計画の策定が進んでいない。災害は、いつ発生するか分からないので、早期の計画策定を強力に進めてほしい。
 - 地域共生社会について正しく理解するためにも、広報紙等で「自助・共助・公助※」の啓発を推進してほしい。
 - 地域福祉部※が設置されていない自治会（区）が多い。社会福祉協議会と連携し、積極的に進めてほしい。
- ⑤ 第5次日向市障がい者プランについて
- 障がいのある人の声を聞く場の確保を盛り込んでほしい。
 - 介護職員等を対象にしたストーマについての講演と、ストーマ交換・ケアの講習会の開催を盛り込んでほしい。
 - 災害などの緊急事態時における障がいのある人の避難に対する具体的な対応を盛り込んでほしい。
 - 市内の事業所が、人材不足や採算性の問題から撤退していることから、障がい福祉計画を含め、計画どおりに推進してほしい。
- ⑥ 将来の障がいのある人を取り巻く日向市の環境について
- 家庭や地域社会の中で、安全安心に暮らすことができ、バリアフリーの社会や地域生活を実現できる地域づくりが進んでほしい。
 - 年1回でもみんなで顔を合わせられる機会を持ちたい。
 - 地域で、本人が望む安全・安心な共生社会となっていてほしい。
 - 障がいのある人とない人との垣根がなくなり、本当の地域共生社会になっいてほしい。
 - 地域の人たちと気兼ねなく交流ができ、何でも話し合える関係が築けるなど、1日も早く地域共生社会を実現してほしい。

第2節 第4次日向市障がい者プランの進捗状況

「第2次日向市総合計画」では、「全ての人の人権が尊重されるまちづくり」「市民との協働による市民が主役のまちづくり」及び「地域力の活用による自立したまちづくり」を理念に、「市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち」を推進しています。

本市にとって第4次となる「日向市障がい者プラン（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）」では、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し「みんなで考えみんなで創る障がいのある人もない人も共に生きる社会」を基本理念とし、それに基づいた基本目標と施策の方向（具体的な取組）を掲げて、一人一人が大切にされる地域づくり、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援、社会参加の促進、地域で自立して暮らし続けられるための支援、安全・安心のまちづくりなどの各種施策を推進しています。

これまでの前計画の進捗状況は、次のとおりとなっています。

1 広報・啓発活動の促進

「日向市ふれあいフェスタ」をはじめ、障害者週間※記念事業などのイベント、啓発活動を障がい者団体と協力して実施しました。

市の広報紙やホームページ、ケーブルテレビのラジオ番組、社会福祉協議会の広報誌などの各種の広報媒体を活用し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図りました。また、市や福祉団体が行う障がい者関連行事や、市内の障がいのある人のさまざまな活動などの情報を報道機関に積極的に提供し、広報啓発に努めました。

2 交流・ふれあい活動の促進

「日向市ふれあいフェスタ」では、障がい者団体やボランティアによって構成される実行委員会を組織し、当事者自らが企画や運営に携わりました。

「あいとぴあ」は、開設から12年が経過し、多くの市民に認知され、障がいのある人もない人も使用し、交流や社会参加促進の場として利用されています。

3 福祉教育の推進

社会福祉協議会、学校（教職員）、教育委員会、地域との連携により、障がいのある人に対する理解の促進と福祉意識の高揚を図りました。

また、平成30（2018）年12月に制定した「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例※」及び令和4（2022）年5月に改定した「日向市人権教育・啓発推進方針※」に基づき、「日向市人権・同和教育研究大会」「夏休みふれあい映画祭」「人権について考える市民のつどい」、街頭啓発活動などを実施し、障がいの理解をはじめとする人権教育を推進しました。

4 市民活動への積極的な支援

ボランティア活動への支援に関しては、「協働のまちづくりニュース」のほか、社会福祉協議会の広報誌やフェイスブック等を通じて、地域における市民活動やボランティア活動の事例を紹介するとともに、活動に対する理解や参加への促進に努めました。

障がいのある人やその家族が運営する障がい者団体に対し運営費の一部を助成し、各団体の活動の促進、障がい者福祉の向上を図るための活動支援を行いました。

5 権利擁護の推進

障がい者虐待防止対策に関して、障がい福祉サービス事業所や各種施設等関係機関に啓発チラシを配布するなどの啓発活動に取り組みました。

民生委員・児童委員のほか、相談支援事業所等に対し研修会を開催し、虐待の早期発見と速やかな対応について理解を深めました。

障がい者虐待に関しては、日向市障がい者虐待防止センター※を設置しましたが、虐待の早期発見と早期対応につなげるため、今後は市民への周知・啓発に取り組み、関係機関との連携強化が必要となっています。

6 就学前教育・保育・療育の充実

障がいのある子どもが通う保育所等や保護者と協議し、保育士を加配するなど、障がいのある子どもに対する保育の充実を図りました。

乳幼児健診や保育園・幼稚園からの相談を通じて障がいの早期発見に努め、専門医等の紹介やその子どもの特性に応じた療育体制について、相談支援専門員を中心に支援するなど、サポート体制の構築や個別支援に取り組みました。今後も継続して相談体制の充実を図る必要があります。

7 障がいのある児童生徒への教育の充実

特別支援教育※について、学校を通じて保護者に啓発を行うとともに、広く市民に対しても周知を図りました。

インクルーシブ教育※の理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、共に同じクラスで教育を受けることができる教育形態の一層の普及を図るとともに、教育支援委員会※での検討内容を踏まえた支援を行うなど、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるように努めました。

進路相談については、早い時期から関係機関と連携し、本人の意思や保護者の意向を十分に踏まえながら、適性を考慮したアドバイスや指導を行うなどの支援に努めました。また、卒業後、福祉サービスの利用を希望される場合は、スムーズに利用開始できるように事業者等と調整しながら受入体制の構築を図りました。今後も障がいの特性や心身の状態に応じた支援を進める必要があります。

8 休日・放課後活動の充実

「放課後児童クラブ※」において、障がいのある子どもの受け入れを促進し、障がいのない子どもとの遊びや生活をする機会を通じて相互の健全育成を図りました。

休日・放課後活動の支援に関しては、活動の場を確保するとともに、保護者の就労支援又は一時的な休息を目的として、日中一時支援事業※を実施しています。

9 雇用促進対策の充実

障がいのある人の就労を支援する日向公共職業安定所やひゅうが障害者就業・生活支援センター※などの相談機関や障がい福祉サービス事業所、医療機関、教育機関等と連携を図り、障がいのある人の雇用促進に努めています。

日向職業安定所が主催する就労支援会議において、関係機関が情報共有を図り、対象者の見守り、職場定着に向けた支援に取り組みました。就労支援は、最も重要な取り組みの一つであることから、一般就労の拡大に向けて企業に対する働きかけを継続して取り組む必要があります。

10 福祉的就労の充実

自立支援協議会では、「日向市版：障がいのある方のライフマップ※」を作成し、就労継続支援事業所を含め、広く福祉的就労の場について情報を発信しました。

また、「日向市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針※」に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、日向市役所の庁舎内清掃について、就労継続支援B型事業所で構成される団体に業務委託したほか、市が物品の購入等を行う際、障がい者就労施設等からの優先的・積極的な発注に努めました。

知的障がいのある人の雇用促進と職場への定着性を高めるため、「職親委託事業※（民間事業者等の私人による生活指導や技能習得訓練等）」を実施しました。

11 生涯学習の促進

障がいのある人や高齢者も参加しやすい自主学級の開設の支援を行いました。

生涯学習に関する情報誌「生涯学習だより」の内容を充実させるとともに、市ホームページ等による情報の提供に努めました。

12 スポーツ・文化活動の充実

スポーツを通して障がいのある人の健康増進及び社会参加を促進するため、「日向市障がい児・者スポーツ大会※」や「バリアフリースポーツ教室※」を開催したほか、障がい者団体に対し、各種スポーツ活動に参加するために必要な経費の一部を補助しました。

美術展や総合文化祭を開催し、芸術文化活動の発表と鑑賞の機会を提供するとともに、市の広報紙を通して文化行事や文化活動に携わる団体を紹介しました。スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に関しては、活動や発表の場をさらに広げる取り組みが必要です。

13 障がいの早期発見とケア

乳幼児健診の結果等を踏まえて、療育相談やことばの相談※などを開催し、乳幼児期における障がいの早期発見、早期治療、療育に関する支援を行いました。

また、自立支援協議会を中心に、関係機関と連携し療育体制の整備や研修会等を定期的に行い、障がいのある子どもへの支援につなげました。

本人及び家族が不安や悩みを一人で抱え込むことのないよう、各種相談窓口を掲載した「こころの電話帳」の配布を行うなど相談窓口の周知に努めました。また、庁舎ロビーにおいてこころの健康についてのパネル展示やパンフレットの配布を行い、市民への広報・啓発に努めました。

14 医療・リハビリテーションの推進

自立支援医療及び重度心身障害者医療費助成※により医療費の負担軽減を図りました。

障害児通所支援事業※については、受け入れ可能な事業所数に対して利用希望者が多いことから、障害児通所支援事業所や相談支援事業所と連携しながら希望者のニーズに対応しました。

また、重症心身障がい児を対象とする障害児通所支援事業の利用を促進し、障がいのある子どもの機能訓練及び生活訓練の充実を図りました。

15 福祉サービスの充実

自立支援協議会において、障がいのある子どもに関する成長の節目に生じる課題の整理や関係機関が共通認識を持つための取り組みを行いました。

また、「日向市・東臼杵郡医療的ケア連絡会※（以下「医療的ケア連絡会」という。）」を発足し、医療的ケア児者を取り巻く課題について検討する場を設置しました。

地域生活支援拠点の整備を推進するために、基幹相談支援センターを開設しています。今後は、面的整備を推進し、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ居場所や体制整備を進めます。

16 福祉サービスの質の向上

障がい福祉サービスの利用を公平かつ適正に行うため、「日向市障がい児・者の障がい福祉サービス等に関する支給決定基準※」を公表しました。

また、「計画相談支援ガイドライン※」を策定し、計画相談支援の質の向上を図りました。

さらに、サービス提供従事者の専門性とサービスの質の向上を図るため、障がい者虐待に関する研修会を行いました。今後も知識と専門性を備えた人材の育成・確保が欠かせないことから、研修会等の機会の充実と参加者の拡大に向けた取り組みが必要です。

17 総合的な支援体制の整備

適切なサービスを本人の希望に応じて調整できるようにサービス等利用計画※の作成を推進し、指定特定相談支援事業者等と行政が連携しながら個別事例への対応や支援方法に関するケース会議を随時行っています。

自立支援協議会の各専門部会を中心に、障がいのある人の現状把握、課題解決に取り組むとともに、地域における社会資源のネットワーク構築の促進に努めています。

障がいのある人に対する情報提供の充実及び社会参加の促進を図るため、「あいとぴあ」において点訳奉仕員及び音訳奉仕員の養成講座※を開催しました。さらに、市役所に手話通訳者を配置しているほか、手話奉仕員養成事業や派遣事業にも取り組んでいます。

18 社会資本の整備

交通機関の利用促進策として、「日向市市民バス“ぷらっとバス”」を運行しています。車両については、低床型のものを導入し、障がいのある人や高齢者の昇降が容易に行えるよう配慮しています。

「重度障がい者等タクシー料金助成事業※」では、タクシーの基本料金等を助成し外出機会の拡充を図りました。

特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会※と市関係課が協力して「まちなみ点検※」を実施し、市内にある避難タワー等の場所や避難経路について再確認しました。また、まちなかの歩道等について改善が必要な箇所を確認し、点字誘導ブロックの敷設や段差の解消、信号機への視覚障害者用交通信号付加装置※の設置など、すべての市民が安心して利用できるよう整備に努めています。

19 障がいのある人に配慮した住宅の整備

在宅の障がいのある人の自立を促進するとともに介護者の負担軽減を図るため、年齢や障がいの種類に応じた住宅改修費給付事業*を実施しました。

障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、障がいのある人の自立や地域移行を支援しています。

20 地域安全体制の確立

災害対策基本法の一部改正により「避難行動要支援者名簿*」の作成が義務付けられ、名簿情報外部提供に関する意思確認を対象者に実施し、「避難行動要支援者同意者名簿*」を作成しました。また、避難行動要支援者の個別避難計画につきましては、3つのモデル地区を選定し策定推進を図っています。

地域防災力の向上に関して、地区防災訓練において、災害図上訓練（D I G 訓練）*を行い、地区内における避難行動要支援者等の世帯を把握し、災害時には付近住民ができる限りの支援ができる体制づくりを進めています。

障がいのある人や一人暮らしの高齢者、高齢者世帯などを、災害時に地域で支え合う体制づくりを進めるために、避難支援等関係者と情報を共有し、迅速な情報伝達と避難支援の確保に努めています。

第3節 基本理念等

1 基本理念

第5次宮崎県障がい者計画（以下「県計画」という。）においては、障害者基本法の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」ことを計画の基本理念と位置付けています。

このことは、本市においても何ら変わることはなく、国、県、そして本市において同じ方向で障がい者施策を推進するため、本計画の基本理念も同様とします。

2 基本目標

県計画においては、その基本理念や「宮崎県総合計画 2023」に基づき、『障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり』を基本目標としています。

本市では、市の最上位計画である「第2次日向市総合計画」において、「全ての人の人権が尊重されるまちづくり」「市民との協働による市民が主役のまちづくり」「地域力の活用による自立したまちづくり」を基本理念に、『市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち』に取り組んでいるところです。

さらに、総合計画の中の「健康福祉分野」の施策を具体化する計画である「第4次日向市地域福祉計画」では、「だれもが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して」を基本理念に、『一人ひとりが福祉の心を持ったまち』『助け合い支え合いいつまでも安全・安心なまち』『福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち』を基本目標として位置付けています。

これらの計画と本計画は、密接なつながりを有しているところです。

これらの計画から導かれるキーワードは、「全ての人」「安全・安心」「地域共生社会」であることから、本計画の基本目標を次のとおりとします。

『障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり』

3 基本方針

前計画においては、「みんなで考えみんなで創る障がいのある人もない人も共に生きる社会」を基本理念に、障がいのある人のライフステージを基本とした5つの基本目標を定め、施策を推進してきました。

これらの基本目標は、重要な取り組みであり、今後も推進していかなければならない目標であります。このため、これらの基本目標は、本計画の基本目標を達成するための基本方針として位置付け、施策の展開を図っていくこととします。

基本方針1 一人ひとりが大切にされる地域づくり ～市民の総参加で共に生きるために～

「障害者の権利に関する条約」には、障がいのある人の権利が十分に保障される社会の実現が、普遍的な価値として掲げられています。

誰もが、自由に、そして平等に活動できる偏見のない社会を実現するためには、すべての人が障がいについての理解を深め、地域を構成する一員として共に支え合い、考え、行動することが必要です。また、障がいのあることを理由として不当な扱いを受けることや不利益を被ることがあってはなりません。

障がいの有無にかかわらず、人としての尊厳と人権が尊重され、市民一人ひとりが大切にされるとともに、心の障壁が取り除かれた共に生きる地域社会の実現を目指します。

基本方針2 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援 ～共に育ち、学ぶために～

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちは同じように教育を受ける権利を持っています。

保健、医療、福祉、教育などの連携を強化し、障がいの早期発見に努め、療育と教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもが同世代の子どもと共に学び、生活し、成長していくことができるように、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制の充実を図ります。

基本方針3 社会参加の促進 ～地域の中で働き、活動するために～

障がいがあっても、働く意欲のある人が自分の能力を生かしながら、生きがいを持って働くことと、働くことが簡単でなくても、さまざまな活動や交流を楽しみ、社会参加していくことは、自己実現を果たす上で大切なことです。

雇用の促進に努めるとともに、福祉的就労も含め、障がいのある人の働く意欲や能力に応じた就労支援の充実を図ります。

また、生きがいづくりや仲間づくりが広がるよう、生涯学習やスポーツ、文化活動などの余暇活動を通じた社会参加の機会の拡充に取り組みます。

基本方針4 地域で自立して暮らし続けるための支援 ～意思決定支援を推進するために～

障がいのある人が地域で自立して暮らし続けるためには、住まいを確保するための支援や在宅福祉サービス、保健・医療サービスの提供、外出するための支援が必要です。

さらに、その人らしい生活を送るためには、自ら選択し、決定することが必要です。

サービスの利用方法や生活にかかわるさまざまな課題に対応することができるように、相談支援体制を整備し、きめ細かな情報提供に努めるとともに、身近で相談しやすい窓口の充実を図ります。

また、相談が的確で迅速な支援につながるよう、相談と支援のネットワークを強化します。

基本方針5 安全・安心のまちづくり ～地域で快適に暮らすために～

障がいのある人が住み慣れた地域で、安全・安心かつ快適に暮らすためには、物理的な障壁を取り除くことも必要です。

すべての市民に配慮した視点で、ユニバーサルデザイン※に基づくまちづくりを推進するとともに、移動の困難な障がいのある人の積極的な社会参加を促進するため、効果的な移動の支援に努めます。

また、災害時に自力では避難できない人を日頃から見守り、地域の支援が受けられる体制の整備と防災体制の充実を図ります。

第4節 推進体制

本計画の基本目標の実現には、障がいのある人やその家族はもとより、市民、地域、各種団体や企業など、日向市の地域を構成するあらゆる主体の参加と協働が必要であり、それぞれの分野において、行政とともに役割と責任を分担し、地域全体で計画を推進していくことが必要です。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、令和12（2030）年までに世界中で達成すべき目標として「持続可能な開発目標（SDGs）※」が採択されました。このSDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、地域共生社会の実現に向けて市が取り組むべき障がい者施策の基本的な考え方や施策の方向性を示す本計画の基本理念とも合致しており、さまざまな関係者が一体となって取り組みを推進することが求められます。

《本計画に関連するSDGs》



1 計画を推進するための役割

（１）障がいのある人及び家族の役割

障がいのある人が社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送るためには、障がいのある人自身が生活力を向上させるとともに、さまざまな分野に積極的に参加、貢献していくことが必要です。

また、自立に向けて、家族は本人の意思を尊重することが大切です。

（２）市民と地域の役割

障がいのある人に対する施策を展開する上で、社会を構成するすべての人々が福祉の視点に基づいて、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、心の障壁を取り除くことが必要です。

また、市民の生活圏である地域では、障がいに限らず、それぞれの違いや多様性を認めながら包み込み支えていく視点が大切です。

（３）障がい福祉サービス事業所の役割

障がいのある人の自立に向けた視点に立ち、良質なサービスの提供や情報公開などの公正な運営が求められています。

（４）企業及び各種団体の役割

その組織、人材などを活用し、地域におけるボランティア活動など積極的な社会貢献活動を展開することが期待されています。

さらに、企業においては、障がいのある人がその能力と適性に応じた職業を得て自立した生活が営めるよう、雇用の促進に努めることが求められています。

（５）行政の役割

行政は、障がいや障がいのある人に対する正しい理解・知識の普及に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、社会情勢の変化やニーズの多様化などに柔軟に対応できる体制を整え、施策を推進していきます。

2 計画の推進体制

（１）地域福祉による推進

本計画で明らかとなった現状と課題は、地域全体の課題でもあります。その解決を図るためには、地域福祉の視点に立って、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、自治会（区）などの地域関係団体との協働のもと、計画の着実な実現に努めます。

（２）障がい保健福祉圏域※による連携

計画の推進に当たっては、本市のみならず周辺地域との連携も必要です。このため、県の障がい福祉圏域である日向入郷圏域で設置している自立支援協議会を通して、関係機関や関係団体などとの一体的な取り組みによる効果的な推進に努めます。

（３）市における推進体制

本計画に掲げた内容は、保健、福祉、教育、まちづくり、防災など市政の多くの分野にわたっています。関連施策を市全体で推進するため、個々の施策を関係部署が主体的に推進するとともに、福祉課が中心となって連携を図ります。

3 計画の進捗管理・評価

（１）計画の進捗管理

本計画における施策がスムーズに実施されるよう、行政評価の視点から年度ごとに計画の進捗状況を管理し、自己評価を行います。

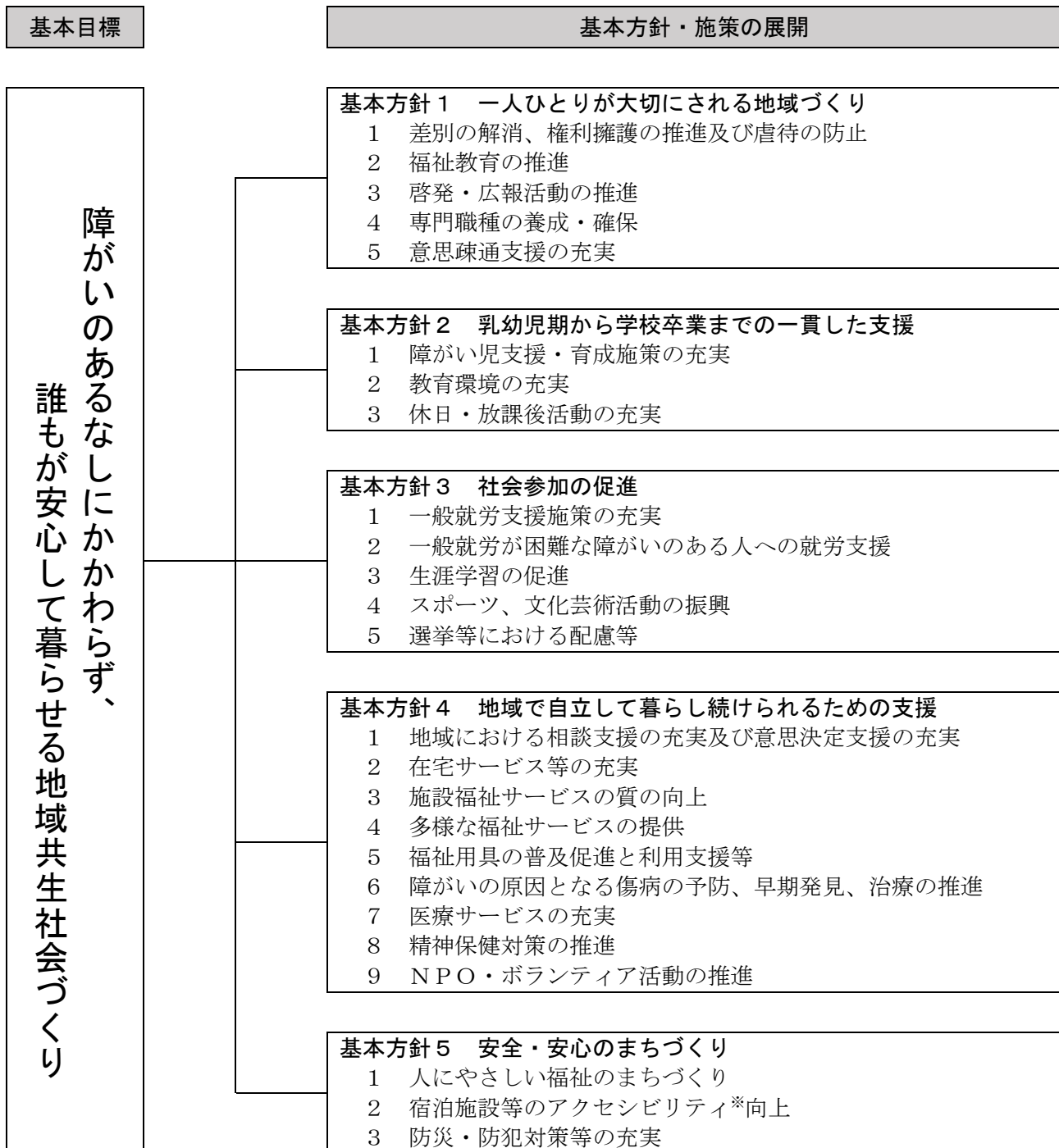
その結果については、市ホームページに掲載するなど、広く市民に公表し、計画の円滑な推進と進捗管理の透明性を確保します。

（２）関係機関等からの意見聴取

本計画の自己評価結果については、自立支援協議会をはじめ、障がい者団体や事業者、関係機関などに提示し、意見等を聴取します。いただいた意見等は、事業の見直しや次期計画の策定に反映させていきます。

第5節 施策の体系・展開

本計画は、障害者基本法に掲げる基本理念の下、基本目標である「障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を目指し、下図のとおり5つの基本方針ごとに各種施策を展開していきます。



第2章 各論

第1節 一人ひとりが大切にされる地域づくり

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【現状と課題】

- 障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安心して自立した日常生活及び社会生活を送るためには、障がいのある人と障がいのない人が交流を深め、互いに理解することが大切です。
- 平成28(2016)年4月に施行された障害者差別解消法においては、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も互いを認め合いながら、共に生きる社会を目指して、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」の解消に取り組むことが必要となっています。
- 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた取り組みを効果的かつ円滑に行うため、日向市障がい者差別解消支援地域協議会※を設置しています。
- 障がいのある人が障がいを理由として不当な扱いを受けることや不利益を被ることがあってはなりません。
しかし、障がいのある人に対して身体的、経済的虐待等を加える事案も後を絶たないことから、平成24(2012)年10月に障害者虐待防止法が施行されました。
市においても、虐待対応の窓口として、福祉課内に日向市障がい者虐待防止センターを設置し、相談対応と啓発に取り組んでいます。また、本市における障がい者虐待の防止及び被虐待障がい者に対する支援を適切に実施するため、日向市障がい者虐待防止連絡会※を設置しています。
- 障がいのある人の地域生活を進める中で、判断能力の喪失や死後対応など、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」では対応できない事例が増えており、「成年後見制度」の利用支援など、権利擁護を更に推進していく必要があります。
- 今後、契約締結や財産管理、相続などの意思決定が困難な障がいのある人の増加に伴い、その判断能力を補い、権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まる中、弁護士などの専門職による後見人のほか、一般市民による後見人の育成・確保が課題となっています。
- 令和5(2023)年4月1日には、成年後見制度を円滑に利用できるようにするため、「日向市成年後見制度利用促進に係る中核機関※」を市福祉事務所内に設置しました。

【取組方針】

- すべての人が互いの人格と個性を尊重し合い暮らしていける社会にするため、障がいのある人への理解と地域住民との交流の促進を図ります。
- 障がいを理由として不利益な扱いを受けることのないよう、権利擁護に関する制度の周知と利用促進を図るとともに、虐待防止に関する取組を推進します。
- 障がいのある人の意思を尊重し、その生活において可能な限り、本人による自己決定がなされるようその支援を行います。
- 自ら判断することが困難な福祉サービスの利用者に対し、「日常生活自立支援事業」や「成年後見

制度」により、権利の擁護を推進します。

- 障がいを理由とする差別の解消や障がいのある人に対する合理的配慮の提供について、関心と理解を深めるとともに、障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の義務付けなど、積極的な啓発・広報活動を行います。

【取組施策】

① 相談窓口の周知・整備

障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知を図ります。また、日向市障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、障がいのある人に対する差別解消の課題や今後の取り組み内容について協議するなど、相談体制の整備に努めます。

② 合理的配慮に関する広報・啓発

障害者差別解消法が改正され、令和6（2024）年4月1日から、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されるため、広報周知を図ります。

③ 虐待の防止及び権利擁護に関する広報・啓発

虐待防止に関する取組及び各権利擁護事業について、パンフレット等を活用したPRを行うなど、地域への積極的な広報・啓発活動を推進します。

④ 障がい者虐待防止対策の推進

「日向市障がい者虐待防止センター」を中心に、民生委員・児童委員、相談支援事業所、警察その他の関係機関と連携し、虐待の早期発見と速やかな対応を図ります。

また、虐待を受けた障がいのある人及び養護者を支援するため関係機関と連携して取り組みます。

⑤ 権利擁護に関する制度の利用促進

民生委員・児童委員、ボランティア等が連携し、地域における見守りや声掛けを通じて、支援が必要な人の把握や相談窓口へつなぐための取組を促進します。

また、各種権利擁護に関する制度の利用が必要であると認められる人、またはその家族に対し、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用を支援します。

⑥ すべての市民に対する人権啓発

平成30（2018）年12月に制定した「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」及び令和4（2022）年5月に改定した「日向市人権教育・啓発推進方針」に基づき、学校や地域・企業における人権教育を推進し、障がいのある人の人権に限らず、あらゆる人の人権が尊重される社会づくりを促進するため、市民全体を対象とした人権啓発に努めます。

【成果指標】

指 標	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
すべての市民に対する人権啓発	41.1						20.0
アンケート調査による「障がいがあることを原因として、差別や偏見、疎外感を感じたことがある当事者の割合（％）」							

2 福祉教育の推進

【現状と課題】

- 障がいのある人が抱える問題は、障がいのある人とその家族だけのものではなく、市民全体の問題でもあるという意識を持っていただくため、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対する福祉教育が重要です。特に、次世代を担う子どもたちに対する教育は、計画的に取り組んでいく必要があります。

【取組方針】

- 障がいや障がいのある人に対する理解や認識を深めるため、教科や総合的な学習の時間の学習内容と関連付けながら、福祉に関する内容に触れさせる教育を計画的に推進するとともに、地域住民に対する福祉教育の充実を図ります。

【取組施策】

- ① 学校における福祉教育の充実
社会福祉協議会、学校（教職員）、教育委員会、地域との連携により、障がいのある人に対する理解の促進と福祉意識の高揚を図ります。
- ② 地域における福祉教育の推進
障がいについて、すべての市民が十分な理解と認識を深められるよう、さまざまな生涯学習の機会を捉えて、広く市民を対象とする福祉教育の充実に努めます。

3 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

- 「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」の成立など、障がいのある人の安心で安定した暮らしを支える地域社会の創出に向けて、取り巻く環境は変わりつつあります。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を尊重し、共に支えあい、活動できる「地域共生社会」の実現が求められています。このため、ノーマライゼーションの理念の下に、物理的環境の整備や制度の充実だけでなく、日常生活や社会生活でさまざまな困難を抱えている人たちの置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁を取り払うことが重要となっています。そのためには、障がいについての正しい知識の普及と障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発の充実が必要です。
- アンケート調査結果を見ると、「障がいのある人への理解」において、45.3%の人が「理解されていない」か「分からない」と回答しており、依然として理解が十分とはいえない状況となっています。
- 知的、精神、内部障がいや難病患者は、それらの障がいが見えにくいことから、差別や偏見につながることもあります。
- 発達障がいや高次脳機能障がいは、障がいとして世の中に認知されたのが比較的に新しいため、いまだ多くの人に知られていない障がいです。また、見えない障がいとも言われ、周囲からの理解が得られにくく、他者との良好な関係を築くことが難しい場合もあります。これらの障がいについて、より多くの人に知ってもらうとともに、理解を広めることが必要です。

【取組方針】

- 障がいの有無にかかわらず、互いの個性と人権を尊重し、認め合い・支え合い・助け合うことができる地域共生社会を実現するために、意識啓発を推進します。

【取組施策】

① 広報活動の充実

市の広報紙やホームページ、ケーブルテレビのラジオ番組、社会福祉協議会の広報誌などの各種広報媒体を活用し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

② 報道機関を活用した啓発

市や福祉団体が行う障がい者関連行事や、市内の障がいのある人のさまざまな活動などの情報を報道機関に積極的に提供し、広報啓発に努めます。

③ 啓発活動の充実

「障害者週間」や「障害者雇用支援月間※」など、さまざまな機会を捉え、行政はもとより、障がい者団体や民間企業などが一体となって、障がいのある人に対する理解を図るための継続的な啓発活動を推進します。

【成果指標】

指 標	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
障がいや障がいのある人に関する正しい理解度	54.6						70.0
アンケート調査による「障がいのある人から見た、障がいや障がいのある人に関する市民の理解度 (%)」							

4 専門職種の養成・確保

【現状と課題】

- 障がいのある人が多様な事業者の中から、より自分に合ったサービスや事業者を選ぶためには、事業者に関する情報の提供やサービスに関する第三者評価※が積極的に実施されることが必要です。
また、施設関係者においては、施設運営に関する具体的な問題点を把握し、それを解決することでサービスの質の向上を図り、利用者や家族が安心して利用することができる魅力的な施設の在り方を検討することが必要です。さらに、居宅介護などのサービス提供従事者には、障がいのある人への深い理解と専門性の向上が求められます。
- 障がい福祉サービスの利用者は、着実に増加していますが、多様なサービス提供主体が参入しているため、障がい福祉サービスの適切な提供が求められています。

【取組方針】

- 一人ひとりの障がいの特性に対応できる質の高いサービスの確保を図ります。

【取組施策】

第2章 各論

第1節 一人ひとりが大切にされる地域づくり

① サービス提供従事者の質の向上

サービス事業所においては、サービス従事者等に対する研修等を実施し、専門性の向上とサービスの質的向上に努めます。また、市においても、自立支援協議会と連携してサービス従事者に対する研修や情報交換の機会を設け、障がい特性の理解促進に努めます。

② 苦情処理体制の確立

サービスに関する苦情解決の仕組みについて、速やかな対応と公平かつ透明性が確保されるよう、県との連携を図り事業者に対する指導に努めます。

③ サービスの第三者評価・自己評価の促進

障がいのある人が良質な福祉サービスを適切に選択できるように、事業者自身による自己評価と第三者評価機関による事業者評価への取組を促進します。

④ 指定特定相談支援事業所等への指導監査や実地指導の充実

市が指定する指定特定相談支援事業所、移動支援事業所、日中一時支援事業所に対する指導体制を強化し、実地指導を実施します。

【成果指標】

(令和5年度は実績見込み)

指 標	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
自立支援協議会における研修会実施回数	1	1	1	1	1	1	1
指定特定相談支援事業所等監査実施件数	0	3	4	4	4	4	4

5 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- 市では、平成28(2016)年4月1日に「日向市手話言語条例」を施行し、手話を言語として認め、理解の促進と普及並びに手話を使用しやすい環境の構築を目指しています。

学校においても手話に接する機会を提供し、手話に親しむための取組を通して、手話への理解の促進に努めることとしています。

- 手話、要約筆記、点字、音訳など障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用する人が、地域社会で安心して生活していくためには、それぞれの障がいの特性を理解し、それぞれの意思疎通手段の技術を身につけた支援者が不可欠です。
- 聴覚障がい者に対しては手話奉仕員の養成講座を、視覚障がい者に対しては点訳・音訳奉仕員の養成講座を行っています。
- 市福祉課窓口音声で文字が表示される透明液晶ディスプレイを設置しており、聴覚障がい者や高齢者等に対する手話や筆談をサポートし、円滑なコミュニケーションつなげています。

【取組方針】

- 聴覚、言語機能等に障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援し、社会参加の促進を図り、障がい理解に関する啓発活動及び手話奉仕員の技術向上に関する取組を推進します。

【取組施策】

① 手話通訳者等派遣事業の支援

手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、地域社会の中で聴覚に障がいのある人等が意思疎通を図るための支援を行います。

② 専従手話通訳者の設置等

専従手話通訳者を市福祉課に設置し、市窓口での手話通訳、手話奉仕員の育成及び活動支援、手話通訳者の派遣並びに聴覚障がい者理解のための啓発活動等を行います。

③ 奉仕員の人材育成

手話奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成講座の開催について周知を図るとともに、奉仕員の人材育成を継続して実施します。

④ 円滑なコミュニケーション施策の推進

音声が表示される透明液晶ディスプレイを市福祉課以外の窓口にも設置することで、聴覚障がい者や高齢者等に対する手話や筆談をサポートし、円滑なコミュニケーションを図ります。

【成果指標】

(令和5年度は実績見込み)

指 標	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
手話通訳登録者数	28	29	30	31	32	33	34
点訳奉仕員数	10	11	11	12	12	13	13
音訳奉仕員数	13	14	15	16	17	18	19

第2節 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援

1 障がい児支援・育成施策の充実

【現状と課題】

- 乳幼児健診等において療育が必要とされた子どもについては、障害児通所支援事業所を中心に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等が行われています。
- 就学前の子どもへの教育・保育に関しては、保育所・幼稚園・認定こども園において、それぞれの特色を生かしながら障がいのある子どもの受け入れと教育環境の整備に努めています。今後も将来の社会的な自立を実現するために、一人ひとりに合わせた適切な環境を整備することが重要です。
- 子どものみでなく、子育てを担う保護者や地域住民の障がいへの理解・支援の充実が求められています。
- 医療的ケアに必要な児童も、必要な支援を受けつつ地域において生活が営めるよう、医療的ケア児やその家族からの相談を受け付ける窓口として、宮崎県医療的ケア児支援センターが設置されています。
また、医療的ケア児等の支援体制を構築するため、「医療的ケア連絡会」を設置しました。
- アンケート調査結果によると、障がいのある子どもの成長を一貫して支えるためには、乳幼児期の健康診断・障がいの早期発見、障がいのある子どもに対する療育・教育支援が必要であるという回答が多く、支援体制を強化していく必要があります。

【取組方針】

- 一人ひとりに合った療育・教育・育成に努めるとともに、保護者に対して適切な支援を行います。

【取組施策】

① 障がいのある子どもへの処遇改善

「障がい児保育事業※」によって、保護者や障がいのある子どもが通う保育所等と協議し、保育士の追加配置等に努めます。

また、医療的ケアが必要な子どもの地域の相談窓口として医療的ケア児等コーディネーターの配置に努め、宮崎県医療的ケア児支援センターとの連携を図ります。

② 療育の専門職員等による支援体制の充実

「保育所等訪問支援事業※」によって、障がいのある子どもが通う保育所等を療育の専門職員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うとともに、保育所等と連携のもと子育て支援に取り組みます。

③ 障害児通所支援事業の推進

児童指導員※等の指導と助言を得ながら、療育を行う「児童発達支援※」を推進します。

④ 就学前の子どもへの支援

乳幼児健診を通して障がいの早期発見に努め、その子どもに応じた適切な支援を行います。

また、障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた療育を効果的に行うため、相談支援専門員や保育士などの関係者による支援体制を充実させるとともに、教育支援委員会とも連携を図り適切な就学支援に努めます。

⑤ 宮崎県北部福祉こどもセンター※等との連携体制の強化

障がいのある子どもの支援のため、保護者や医療機関、宮崎県北部福祉こどもセンター、宮崎県発達障害者支援センター※等との緊密な連携を確保し、保育所・幼稚園・認定こども園における障がいのある子どもの受け入れの促進に努めるとともに、その家族をサポートできる体制づくりに努めます。

2 教育環境の充実

【現状と課題】

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、一緒に集団生活の中で個性を十分に発揮し、将来の自立生活に必要な力を養うためには、一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細かな支援を行う必要があります。また、障がいのあることに対する偏見を抱かない教育の充実が求められています。
- 現在、市内の小中学校のすべてに特別支援学級※があり、通級指導教室※も複数設置されています。また、障がいの程度に応じた施設環境整備、教材の充実を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育課程の編成に取り組んでいます。
- 重度の障がいのある児童生徒のうち、特に専門的な教育が必要な児童生徒については、県立の特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱等）で教育が実施されています。

【取組方針】

- 教育支援委員会での検討内容やインクルーシブ教育の理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず共に同じクラスで教育を受けることができる教育形態の一層の普及を図るとともに、児童生徒がより良い学校生活を送ることができるように努めます。

【取組施策】

① 障がいのある児童生徒に対する支援

障がいのある児童生徒の学校生活を支援するため、教職員等に対する特別支援教育に関する理解と啓発に努めます。また、特別支援教育コーディネーター※及び特別支援教育支援員※を継続して配置し、併せて特別な支援が必要な児童生徒の実態把握に努め、学習環境の整備・充実を図ります。

医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒（医療的ケア児）が公立小中学校への進学を希望した場合には、学校への看護師等の配置など、安全・安心に受け入れるための体制整備に努めます。

② 進路指導体制の充実

障がいのある児童生徒の学校卒業後の進路は、進学・就労・福祉サービスの利用などさまざまです。保護者の希望や障がいの特性だけで決めるのではなく、本人の希望や適性を十分に考慮した進路指導を実施します。

3 休日・放課後活動の充実

【現状と課題】

第2章 各論

第2節 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援

- 学習指導要領に基づき、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指し、自立を図るための教育を行っています。
- 療育の必要な子どもが、授業終了後などに療育を受けることのできる体制整備が必要です。
- アンケート調査結果によると、子どもの成長を一貫して支えるためには、介護者（家族・保護者等）の急病や休養に対する支援についての意見も多く、検討が必要となっています。

【取組方針】

- 障がいのある子どもだけではなく、すべての子どもに対して保護者をはじめとする地域住民や関係団体などとの連携により、地域ぐるみで教育に取り組めます。

【取組施策】

① 放課後児童クラブにおける障がい児の受入推進

現在、市内で実施している放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもの受け入れを促進することで、障がいのない子どもとの遊びや生活する機会を確保し、相互の健全育成を図ります。

② 放課後等デイサービス※の利用促進

障がいのある子どもに、授業終了後などに生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流を行う「放課後等デイサービス」の充実と利用促進を図ります。

③ 日中一時支援の充実

障がいのある子どもの放課後や休日の受入体制として、「日中一時支援事業」における見守りや活動の場の確保に努めます。

第3節 社会参加の促進

1 一般就労支援施策の充実

【現状と課題】

- 障がいの程度は人それぞれであり、一般企業に就職しようとする人もいれば、障がい福祉サービス事業所に通う人、自宅で過ごす人など、さまざまな人がいます。就職しようとする人にとって、就労は、生きる手段として経済的に自立することだけではなく、働くことの喜びや人・社会とのつながりを見出すことにもなります。
- アンケート調査結果によると、28.1%の人が何らかの仕事に就いていますが、22.3%の人については「働きたいが、今は働いていない」と回答しています。
就労への意欲が高いことがうかがえますが、一方で仕事に就いていない理由としては、「病気や障がい重い」「高齢で仕事ができない」などのほか、「自分の状態にあった仕事がない」と回答しています。
- 障がいのある人の就労を支援する公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの相談機関、障がい福祉サービス事業所、医療機関、教育機関等と連携を図り、障がいのある人の雇用促進に努めています。しかし、その一方で、企業に就職することができたとしても、職場に馴染むことができず、退職してしまう人も多いという現状もあり、ジョブコーチ支援事業[※]等を活用した職場定着に向けた支援をより一層強化することが求められています。
- 障がいのある人にとって働く場が少なく、新たな雇用の創出も簡単ではありません。企業等には、一定の割合で障がいのある人を雇用することが義務付けられていますが、法定雇用率[※]を達成することが簡単ではない企業もあるため、未達成企業への支援も課題となっています。

【取組方針】

- 障がいのある人の「働きたい」という意欲にこたえられるように、引き続き就労支援に取り組みます。また、事業主に対する意識啓発を推進するとともに、企業等における障がいのある人の雇用拡大を図るための取組を支援します。

【取組施策】

① 就労相談体制の強化

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、障害者職業センター[※]、特別支援学校等の関係機関との連携により、関係者の理解と協力を求めながら、障がいのある人がその特性に応じた就労形態を選択できるよう支援します。

② 就労後の支援

障がいのある人が、就職した後も安定して働き続けることができるよう、障害者職業センターのジョブコーチ支援事業の活用や、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所、医療機関、教育機関等と連携し職場定着を支援します。

2 一般就労が困難な障がいのある人への就労支援

【現状と課題】

- 社会的に自立した生活を営むためには、就労等による経済活動への参加が必要となります。しかし、障がいのある人の中には、障がいの程度や特性により就労が困難な状況の人もあります。そのため福祉的就労の場を提供するなど、障がいの程度や特性に応じた適切な支援が必要です。
- 就労継続支援B型事業所をはじめとする、就労系サービス事業所数は増加していますが、事業所により受注量の偏り等の課題が生じています。県においては、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの「宮崎県障がい者工賃向上計画※」を策定しており、障がいのある人の工賃向上を図るためのさまざまな取組を実施することとしています。
本市においても、就労継続支援B型事業所の工賃向上のための取組について、積極的に支援していくことが求められています。

【取組方針】

- 福祉的就労の場の確保及び利用者の工賃向上を図る取組を支援します。

【取組施策】

- ① 福祉的就労の場の確保・支援
「宮崎県障がい者工賃向上計画」を踏まえて、障がいのある人の福祉的就労の場の確保を支援します。また、職親制度の継続を図り、知的障がいのある人の職業訓練の場の確保に努めます。
- ② 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
「日向市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」を策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めます。
- ③ 障がい福祉サービス事業所製品の販売促進
障がい福祉サービス事業所で製造された製品の売上げの向上を図るとともに、新たな業務受注につながるよう、地域の交流事業や各種イベントにおいて積極的な情報の提供に努めます。
また、障がい福祉サービス事業所の出店に関する支援に努め、市役所等において製品販売の場が確保されるよう支援します。
- ④ 福祉的就労の相談・支援
相談支援事業所、行政機関、障がい福祉サービス事業所等と連携を図りながら支援します。

3 生涯学習の促進

【現状と課題】

- 生涯にわたって生活の質の向上を図り、生きがいのある人生を送るために生涯学習に関する講座を実施しています。
しかしながら、障がいのある人に対して配慮した講座や教室の開催が少ないといった学習機会の制限や学習環境の問題など、受入体制の不備が生じています。

【取組方針】

- 障がいの有無にかかわらず市民の誰もが参加しやすい学習環境の整備に努めます。

【取組施策】

① 学習機会の充実

今後の学習内容や実施方法等については、市民の多様な学習ニーズを十分に踏まえるとともに、誰もが参加できる充実したより良い生涯学習の場を提供できるよう努めます。

② 学習情報提供及び学習計画等の充実

生涯学習に関する情報誌「生涯学習だより」を市ホームページ等に掲載し、情報の提供を行うとともに、障がいのある人へより周知できるように努めます。加えて、学習希望者のニーズに応じた学習計画や実施方法等を検討します。

③ 学習環境の整備

現在実施している各種講座や学級等の公民館事業では、障がいのある人がより参加しやすくなるように、学習環境の整備に努めます。

4 スポーツ、文化芸術活動の振興

【現状と課題】

- アンケート調査結果によると、「体力面で難しい」ため社会活動に参加しない人が最も多くみられました。また、「耳が聞こえないから」「目が見えないから」といった障がいを理由に外出のためらっている意見もあり、引きこもりの一因にもなる可能性があります。社会参加の機会を創出し、地域社会と交流する場が必要となっています。

【取組方針】

- スポーツや文化活動の参加を通して社会参加の機会の創出や生きがいの支援に努めます。

【取組施策】

① スポーツ・文化活動への参加機会の創出

「日向市障がい児・者スポーツ大会」や「日向市ふれあいフェスタ」等により障がいのある人のスポーツ・文化活動を通じた社会参加の機会を創出します。また、既存のスポーツ・文化活動に障がいのある人が参加する機会づくりに努めます。

② スポーツ・文化活動による生きがいのづくり

スポーツ・文化活動に関するサークルや市民活動団体等の活動状況の情報を提供し、趣味や生きがいのづくりによる生活の質の向上に努めます。

【成果指標】

指 標	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
障がい児・者スポーツ大会参加者数	200	210	220	230	240	250	260
ふれあいフェスタ参加者・来場者数	750	800	850	900	950	1,000	1,050

5 選挙等における配慮等

【現状と課題】

- 障がいのある人が円滑に選挙権を行使できるように、投票環境の整備や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保等、合理的配慮に努める必要があります。

【取組方針】

- 障がいのある人が安心して投票することのできる環境づくりに努めます。

【取組施策】

① 投票所等の環境整備

段差解消のためのスロープの設置や点字器、老眼鏡といった投票しやすい環境整備に努めます。

② 投票における選挙人への支援

選挙・投票に関する分かりやすい情報提供と「ゆっくり対応する」「コミュニケーションボード※等を活用する」「点字により氏名を掲示する」など、障がいの特性に応じて選挙人が自らの意思で円滑に投票できるよう支援に努めます。

第4節 地域で自立して暮らし続けられるための支援

1 地域における相談支援の充実及び意思決定支援の充実

【現状と課題】

- アンケート調査結果によると、障がいのある人の相談相手の半数は家族・知人・友人といった身近な人となっています。一方、障がいのある人が抱える問題は、保健・医療・福祉のみならず、教育や就労等とも関連し、高度な専門知識を必要とすることも少なくないため、その解決に当たっては相談機関が効果的に活用されることが不可欠です。
- 前回のアンケートと比較して、行政機関に相談をしている人は、2.3ポイント増加の18.9%でしたが、依然として低い数字であるため、より相談しやすい体制を整備することが求められています。今後も引き続き、利用者や家族の不安解消を図るため、ニーズに応じた相談支援・情報提供体制の整備に取り組むことが必要です。
- 公的な福祉制度だけでは十分に対応することが難しい状況があります。このような状況を打開するためには、まず私たち地域で生活する人が、地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として考え、地域で共有し共に支え合う福祉活動の充実を図り、地域共生社会の実現を図ることが重要です。
- 社会生活において必要な情報を適切に入手できることは、生活の質を高めるためにとても重要なことです。障がいの特性によっては、情報収集の面で大きな制約があり、これが日常生活に少なからず支障をきたしている場合があります。
- 自立支援協議会においては、相談支援体制の充実を図るとともに、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けたさまざまな協議を行っています。
- 地域の暮らしの安心感を確保し、自立を希望する人に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、自立等に関する総合的な相談体制の整備、人材確保・養成・配置、関係機関の連携等による地域生活支援拠点の整備が必要とされています。
- 今後、障がいのある人の高齢化や重症化、「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

【取組方針】

- ノーマライゼーションや権利擁護の観点から、障がいのある人の自己決定を尊重し、支援していく意思決定の理念に基づいた施策を展開します。
- 障がいのある人の地域生活を支援するため、総合的な相談支援体制と多様な情報提供体制の整備、充実を図ります。

【取組施策】

① 相談窓口の充実と相談支援機関の利用促進

身近に相談できる相談支援事業所等の周知に努め、利用者の不安解消と情報提供体制の整備を推進します。手話通訳者の設置を継続する等、さまざまな障がいの特性に配慮して相談が行えるよう相談窓口の充実を図ります。

また、障がいのある人などの居住確保要配慮者に対する居住支援施策として、日向市居住支援協

議会の中で、住まいに関する総合的・包括的な居住支援体制の構築を目指します。

② 地域に根ざした相談支援体制の確立

自治会（区）及び民生委員・児童委員との連携のもと、地域に根ざした相談支援体制の確立を目指します。併せて、障がい者相談員による相談活動の充実と周知を図ります。

③ 意思決定支援の充実・障がい福祉サービスの調整の強化

サービス利用に当たっては、本人の意思決定を尊重しながら調整できるようにサービス等利用計画の作成を推進します。また、指定特定相談支援事業者等と基幹相談支援センター、委託相談支援事業所が連携して、個別事例への対応や支援方法を検討します。

④ 各種サービス機関との連携体制の確立

保健・医療・福祉の各種サービス機関が、情報を共有して総合的な支援を行うことができるよう、自立支援協議会や日向市社会福祉施設等連絡会*等を通じて連携体制の確立を図ります。

⑤ 情報の提供支援

障がいのある人に必要な生活全般の情報を希望する広報媒体での提供に努めます。

⑥ 自立支援協議会を活用した支援体制の整備

自立支援協議会を中心に、地域の体制づくり等の役割を複数の機関で分担し、障がいのある人の暮らしを地域全体で支えるサービス提供体制の整備に努めます。

2 在宅サービス等の充実

【現状と課題】

- 障がい福祉サービスは、平成18（2006）年4月の障害者自立支援法の施行によって、それまでの入所施設を中心としたサービスから、地域での生活を基本としたサービスへと移行しており、障がいのある人が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送るための取組が進められています。
- 現在、障がいの種別にかかわらず多くの方が在宅で生活しており、今後も家族と一緒に暮らすことを希望しています。そのため、障がいの種別や程度にかかわらず、自立した生活を支援する在宅福祉サービスのより一層の充実が求められます。
- アンケート調査結果によると、家族の中で主に介助をしている人のうち、65歳以上の人が68.5%となっており、障がいのある人の家族が最も切実に訴えている、いわゆる「親亡き後」の生活に関する不安の解消へとつながる取組の充実が求められています。
- 医療的ケアを必要とする在宅の障がいのある人が、安心して地域生活を送ることができるよう医療的ケアに対応できるサービス提供体制の充実が必要です。

【取組方針】

- 在宅福祉サービスに関するニーズを的確に把握し、障がい福祉サービスの円滑な実施と利用の促進を図り、地域における障がいのある人の自立支援に努めます。

【取組施策】

① 自立生活への支援

障がいのある人の地域における生活を支援するため、居宅介護*などによる訪問系サービスや補装具費の支給、日常生活用具の給付など在宅福祉サービスのより一層の充実を図ります。

② 障がい福祉サービスの円滑な実施

障がい福祉サービスについての仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう、更なる普及に努めます。

③ 重症心身障がい児者、医療的ケア児者に対するサービス提供体制の整備促進

重症心身障がい児者、医療的ケア児者に対する十分なサービス量が確保できるよう、医療的ケア連絡会や自立支援協議会、近隣の市町村などと連携し、より身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、サービス提供体制の整備促進に努めます。

④ 地域生活支援拠点等の整備促進

障がいのある人を在宅で支える家族にとって重要となる、相談体制の充実、短期入所などの緊急時の受入体制の整備、体験の機会の場の提供、専門的人材の確保、地域の体制づくりなど、利用者の視点に立った地域生活支援拠点の整備に努めます。

⑤ ライフステージに応じた一貫した支援体制の充実

障がいのある人が必要とする福祉サービスをより効果的に一貫して提供するため、自立支援協議会などの活用により関係機関の連携システムを構築し、生活環境や障がいの特性、ニーズなどに応じ、ライフステージを通じた切れ目のない総合的・計画的な福祉サービスを提供できる体制づくりに努めます。

3 施設福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

- 障がいのある人が施設から地域へと生活の場を移す「地域移行」を推進していますが、重度の障がいがあるため専門的な介護や訓練などを必要とする人、家族の介護状況などにより地域での生活が容易でない人もいます。

そのため、施設は障がいの軽減や生活・機能訓練、就労訓練等の拠点として重要な役割を果たしています。今後も需要を踏まえ、施設福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。

- これからの福祉施設は、利用者にサービスを提供するだけでなく、地域に開かれた施設づくりが求められており、地域福祉サービスの拠点として一層の機能の充実が必要です。

【取組方針】

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、地域に密着した施設づくりを促進します。

【取組施策】

① 地域に密着した施設づくりの促進

地域住民と施設の交流を深めるため、施設で開催される行事等に地域住民の参加を促し、地域に開かれた施設づくりを促進します。

4 多様な福祉サービスの提供

【現状と課題】

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、障がいの特性やニーズに応

第2章 各論

第4節 地域で自立して暮らし続けられるための支援

じた多様できめ細かな福祉サービスが提供される必要があります。

- 一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなサービスを提供するため、平成25（2013）年4月から施行された障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを中心に、地域の実情に合わせ本市が実施する「地域生活支援事業」も必要に応じて組み合わせて、地域での生活の質を高めていくことが必要となっています。

【取組方針】

- 障がいのある人の自立した生活に向け、民間事業者やNPOを含めた多様なサービス提供主体から、必要なサービスを選択することができるよう供給基盤の拡充に努めます。

【取組施策】

① サービスの基盤整備

障がいのある人が、多様なサービス提供主体から、各個人のニーズに合ったサービスを利用することができるよう、既存の事業所の活用を促進するとともに、民間事業者の新規参入を積極的に促進します。

② サービスに関する相談・情報提供の充実

多様な福祉サービスに関する情報を的確に入手し、障がいのある人がサービスを主体的に選択できるよう、障がい福祉サービスに関する最新情報を掲載した冊子を作成するなど、分かりやすい情報提供に努めます。

また、サービスに関する相談・情報提供をより円滑に実施するため、市の委託相談支援事業者※の機能を活用します。更に障がい者相談員による「障がい者・難病者相談※」の周知に努め、相談支援・情報提供の充実に図ります。

③ サービスの調整

障がいのある人の希望するサービスが円滑かつ確実に提供されるよう、サービスの調整を行います。

④ 「あいとぴあ」の利活用の促進

「あいとぴあ」の機能訓練室や交流室のさらなる利活用を図るため、障がいのある人やその家族、その支援者の福祉ニーズの把握に努めます。

【成果指標】

（令和5年度は実績見込み）

指 標	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
委託相談支援事業者 の相談受付件数	3,300	3,600	3,720	3,840	3,960	4,080	4,200
障がい者相談員相談 受付件数	20	25	30	35	40	45	50
「あいとぴあ」の利 用者数	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500

5 福祉用具の普及促進と利用支援等

【現状と課題】

- 体の失われた部分や思うように動かすことのできない障がい者を補い、日常生活や社会生活をしやすいとするための補装具を給付又は修理し、自立生活を支援しています。
- 在宅の重度障がい児者等に対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に、日常生活用具を給付しています。

【取組方針】

- 障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を送ることを促進するとともに、障がいのある人を介護する人の負担軽減を図るため、補装具及び日常生活用具の給付等を行い、自立生活を支援します。

【取組施策】

- ① 補装具費の給付
「障害児・者補装具給付事業」によって、身体障害者手帳が交付されている人に対し、身体上の障がい者を補うために必要な補装具の購入や修理に係る費用を支給します。
- ② 日常生活用具の給付
「障害児・者日常生活用具給付事業」によって、在宅の重度障がいのある人などに対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。
- ③ 制度に関する情報提供の充実
福祉用具に関する情報や制度の内容について、広報活動に努めます。

6 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進

【現状と課題】

- 障がいは、ライフステージに応じた健康管理等により予防・軽減できる場合もあるため、将来的に障がいの発生に結び付く疾患等の早期発見から適切な治療や療育につなげることが課題となります。しかし、乳幼児の場合は、成長の過程の中で診断が難しいことや、障がいの種類によっては保護者が受容しづらい現状があります。
- 生活習慣病や日常生活におけるストレスの影響から、がんや腎疾患及び脳血管疾患、精神疾患等を発症する人が増加しています。このため、障がいがある人も健康の保持と増進を図り、新たな障がいの発症予防に努める必要があります。
- 障がいと向き合う本人及びその家族は、どのライフステージにおいても大変な心的ストレスを受けることになります。このため、心のケアの充実が望まれています。

【取組方針】

- 本人及び家族が正しい認識や知識を持ち、生活の中でどのように対応すれば良いか判断できるよう支援体制を整えます。

【取組施策】

第2章 各論

第4節 地域で自立して暮らし続けられるための支援

① 乳幼児期における早期対応と支援

妊婦健診から乳幼児健診等を通して、障がいの早期発見、早期療育につなげられるよう医療機関等への受診勧奨及び受診後の支援に努めます。

② 療育支援体制の整備

自立支援協議会の日向市地域課題検討会※「日向すくすくこども連絡会※」が関係機関と連携し、療育体制の整備や療育についての研修会等を定期的に行い、障がいのある子どもへの支援につながるよう努めます。

③ 生活習慣病の発症予防・重症化予防

がん検診や特定健診等の受診を推奨し、健診を受診しやすい環境づくりや健診情報の提供に努めます。同時に、本人・家族の健康管理の必要性について周知、啓発を図ります。また、食生活の見直しや改善等が必要な場合には、希望に応じて食事や生活習慣の改善に向けた保健指導等を実施します。

④ 「こころの健康づくり」の推進

本人及び家族が、不安や悩みを抱えた際に相談窓口につながるができるよう、気軽に相談ができる各種相談窓口の周知に努めます。また、十分な睡眠による休養やストレスとの上手な付き合い方などのこころの健康づくりに関する周知、啓発に努めます。

7 医療サービスの充実

【現状と課題】

- 人口の高齢化、医療の高度化、重複多受診等さまざまな要因が重なり年々医療費が増加しています。一方で全国的に医師不足や医師の偏在といった問題も生じており、特に地方においては救急医療体制を維持することが困難な状況にあります。
- 障がいのある人の中には、医療的ケアが不可欠な人も多く、医療体制の整備・充実が望まれています。
- 医療費助成制度により経済的負担が軽減され、受診が可能となっている人も多い現状があります。
- 障がいのある子どもを対象として機能訓練を実施できる人材及び施設が少ないため、その養成や増設が望まれています。
- 精神疾患により社会復帰のための訓練が必要な人も増えていますが、地域社会との交流の促進を担う地域活動支援センターⅠ型が令和4（2022）年度末をもって閉鎖しています。
- 難病に関しては、治療方法が確立されていないことや専門医不足などの背景があり、退院後又は療養後の社会的自立も簡単ではありません。このため、県では「難病相談・支援センター※（宮崎市）」において、療養及び日常生活上の悩みや不安の解消を図るための相談支援や就労支援を行っているほか、指定難病の治療に対する医療費の負担を軽減する制度を整えています。

また、障害者総合支援法では、366 疾病（令和5（2023）年4月1日現在）を対象に障がい福祉サービスを提供しています。
- 県北地域には令和3（2021）年度、新たに医療型短期入所施設※が開設されましたが、距離や受け入れ人数の課題もあり、本市からの利用には至っていない状況です。

【取組方針】

- 障がいのある人が、その健康状態の維持のために安心して医療機関を受診できる体制づくりに努めます。また、各専門的リハビリを地域で身近に利用することができるように体制の強化を促進します。

【取組施策】

① 医療型短期入所施設の整備促進

医療型短期入所施設の市単独での整備については、医師の確保をはじめ多くの課題があることから、今後も県北地域の他の市町村と連携を図りながら、医療型短期入所施設の整備を県に要望します。

② 医療費の負担軽減

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、重度心身障害者医療費助成制度を継続するとともに、制度の周知により利用を促進し、障がいのある人の経済的負担の軽減を図ります。

③ 機能訓練の充実

重症心身障がい児を対象とする障害児通所支援事業の利用を促進し、機能訓練及び生活訓練の充実を図ります。

④ 地域活動支援センターⅠ型の開設

精神障がい者を対象とする訓練については、地域活動支援センターⅠ型の早期開設に向けて関係機関へ働きかけます。

⑤ 難病患者への支援

障害者総合支援法に基づき、必要な障がい福祉サービスの提供など生活支援の充実を図ります。

【成果指標】

（令和5年度は実績見込み）

指 標	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
更生医療支給対象者数	380	382	384	386	388	390	392
育成医療支給対象者数	8	8	8	8	7	7	7
精神通院医療受給資格者数	1,470	1,475	1,480	1,485	1,490	1,495	1,500
重度心身障害者医療費助成受給資格者数	1,480	1,475	1,470	1,465	1,460	1,455	1,450

8 精神保健対策の推進

【現状と課題】

- これまで精神障がい児者に対する支援は、入院治療など医療が中心でしたが、地域生活への移行が図られています。このため、一層の地域生活支援サービス体制の充実が求められています。
- 精神障がいは、誰でもなり得る障がいであり、また、適切な治療により症状の安定化を図ることが可能ですが、精神障がい児者ということを理由に偏見を持たれたり、社会的な差別を受けたりす

ることが少なくありません。

- あらゆる機会を通じて精神障がい及び精神障がい児者に対する理解の促進を図るとともに、当事者参加活動の機会を増やす必要があります。
- 誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保された精神障がい児者にも対応する支援体制の構築が求められています。

【取組方針】

- 精神障がい児者やその家族が安心して自立生活、社会参加ができるよう、市・保健所・医療機関等の関係機関が連携を強化し、総合的な支援に取り組みます。

【取組施策】

① 地域生活支援の強化

精神障がい児者やその家族の地域生活を支援するために、各種生活支援サービスの利用に関する相談・助言を行い、相談支援事業所や関係機関との協力による効率的な支援を図ります。

② 精神障がい児者や家族への支援体制の確立

精神障がい児者の症状の悪化やその家族が疲弊することを防ぐために、相談窓口の周知を十分にを行い、専門医などによる相談につなぎます。

また、相談支援事業所、保健所、医療機関、障がい福祉サービス事業所等の保健、医療、福祉関係者による協議の体制づくり（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]構築）を行います。

③ 地域移行支援・地域定着支援の推進

精神科病院に入院中の「受入条件が整えば退院可能な精神障がい者」に対して、地域移行に関する相談・助言を行い、保健所や精神科医療機関、相談支援事業所などとの連携を強化し、地域生活を安定・継続させる体制の充実を図ります。

④ 精神障がい児者に関する正しい理解の促進

精神障がいに対する無理解や誤解などが、障がいのある人の地域生活への移行、地域への定着、自立の促進又は社会復帰施設等の整備に当たっての阻害要因とならないよう、精神障がいに関する知識の普及・啓発の促進を図ります。

9 NPO・ボランティア活動の推進

【現状と課題】

- 障がいのある人の社会参加の機会を広げる上で、ボランティアや障がい者団体の役割は重要です。また、障がいのある人やその家族の地域生活を支援する上で、既存の行政サービスでは対応困難なものを補完するためにボランティア活動の需要が高まっています。
- 家族、介助者を対象としたアンケート調査結果によると、ボランティアに支援を頼んでいること、頼みたいことについては、「話し相手」（12.3%）、「介助者不在の際の手助け」（12.0%）、「外出時の送り迎え」（10.8%）の順に高くなっています。
- 社会福祉協議会が設置する「日向市ボランティア・市民活動センター[※]」には、現在52団体登録され、前プラン策定時と比較して16団体増加しており、団体登録のうち、障がい福祉に関係する団体は5団体となっています。また、市が設置する「日向市市民活動支援センター」では、活動に必

要な機材の貸し出しを行っています。

- 地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを行い、社会福祉協議会、ボランティア団体、企業、行政、地域住民等が障がい者団体と連携・協力しながら、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していくことが必要となっています。

【取組方針】

- 地域共生社会を実現していくために、行政とNPO法人、ボランティアなどとの協働を推進し、ボランティアの講習や体験などを通じて、地域に根ざして活動する人材の発掘、養成を行います。

【取組施策】

① ボランティア活動への総合的な支援

社会福祉協議会の「日向市ボランティア・市民活動センター」では、地域住民の生活ニーズの把握や人材の登録、活動のあっせん、ボランティアネットワークの構築など各種ボランティア活動への総合的な支援を行います。

② ボランティア活動に関する広報・啓発

ボランティアに関する情報を、各種広報媒体を活用して広く発信するとともに、ボランティア活動に対する理解を深めることにより、誰もが気軽に参加できるような環境整備を行います。

③ ボランティアの養成

障がいのある人や高齢者、子育て支援などのために、各種ボランティアにかかわる人材や団体の養成に努めます。

④ 障がい者団体への支援

障がいのある人やその家族などで組織する各障がい者団体の活動を支援します。

第5節 安全・安心のまちづくり

1 人にやさしい福祉のまちづくり

【現状と課題】

- 障がいのある人の移動手段は限定的であり、また、バリアフリー化された通路等が少ないのが現状です。外出環境の整備により、移動等の円滑化が求められています。
- 市民が多く利用する公共施設や商業施設などについては、障がいのある人に限らず誰にとっても利用しやすい「ユニバーサルデザイン」による整備を市民協働により推進することが必要です。
- 人口減少、高齢化の進展を踏まえ、障がいのある人も含めて、あらゆる人が希望する地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに向けて、必要な施設が集約された拠点と周辺の生活拠点が、公共交通等で結ばれた「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す必要があります。
- 障がいに応じた住宅改修を実現するための相談や助成制度の充実を図る必要があります。また、個人住宅以外においても、市営住宅や民間アパート、グループホームなど障がいのある人が生活しやすい環境づくりが求められています。

【取組方針】

- 円滑な移動手段の確保、利用しやすい公共施設等の整備に努め、バリアフリー化の推進を図ります。
- 本人の自立の促進だけでなく、その家族の負担軽減も図られるよう、安心して暮らせる居住空間を確保するための環境づくりに努めます。

【取組施策】

- ① 移動の支援
同行援護^{*}または移動支援事業^{*}によるガイドヘルパー派遣の充実を図ります。
- ② 公共交通機関による移動の支援
重度障がい者タクシー料金助成事業を継続します。また、公共交通機関の運賃割引制度の周知を図ります。
- ③ 自動車による移動の支援
自動車運転免許取得や自動車改造助成制度、有料道路通行料金割引制度をはじめとした制度の周知を図り、自動車による移動を支援します。また、障がい者用駐車場を適正に利用できるよう「おもいやり駐車場制度^{*}（宮崎県）」の周知及び利用を促進します。
- ④ 歩道等の整備
まちなかの歩道等について改善が必要な箇所を確認し、点字誘導ブロックの敷設や段差の解消、信号機への視覚障害者用交通信号付加装置の設置など、すべての市民が安心して利用できるよう整備に努めます。
- ⑤ 快適に利用できる公共施設等の整備
多くの市民が利用する公共施設等について、ユニバーサルデザインを推進し、すべての市民が安全で快適に利用できるよう整備に努めます。これには、バリアフリースイレやおもいやり駐車場、エレベーター等の設置も含まれます。また、公共交通機関については「高齢者、障がい者等の移動

等の円滑化の促進に関する法律*」、民間の商業施設については「人にやさしい福祉のまちづくり条例*（宮崎県）」の整備基準による対応を求めます。

「日向市立地適正化計画*」に基づき、地域の各拠点に「障がい福祉サービスを提供する事業所」などの必要な施設の誘導を図り、周辺の生活拠点と公共交通等のネットワークで結んだ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指します。

⑥ 住宅改修に伴う費用の助成

スロープや手すりの設置、段差解消等を図るため、日向市障害者（児）住宅改修費給付事業の周知及び利用の促進を図ります。

⑦ 市営住宅等のユニバーサルデザインの推進

市営住宅等のユニバーサルデザインの推進により、入居選考時に障がいのある人の入居を優遇支援します。また、民間のアパート等についてもユニバーサルデザイン化を求めます。

⑧ グループホームの整備促進

障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームの整備促進を図り、障がいのある人の自立や地域移行を支援します。

【成果指標】

（令和5年度は実績見込み）

指 標	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
重度障がい者タクシー料金助成件数	6,550	6,570	6,590	6,610	6,630	6,650	6,670
住宅改修に伴う助成件数	2	3	4	5	6	7	8

2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上

【現状と課題】

- 令和9（2027）年に宮崎県で開催する全国障害者スポーツ大会*により、本市でも障がいのある人の参加も見込まれるため、障がいの有無にかかわらず、「誰もが利用しやすい施設やサービスの提供（以下「アクセシビリティ」という。）」が求められます。

【取組方針】

- 全国障害者スポーツ大会の開催に向け、市民へのアクセシビリティ向上とともに、「心のバリアフリー*」に向けた取り組みを推進します。

【取組施策】

① アクセシビリティへの理解向上

アクセシビリティへの理解向上のため、宿泊施設等へのおもてなしや配慮の方法について普及啓発に取り組めます。

② ハード、ソフト両面でのアクセシビリティの推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設等の環境整備に加え、市民との交流、協働

の取り組みによる「心のバリアフリー」を推進し、ソフト面でのアクセシビリティの向上に資する取り組みを関係団体等と連携し、実施します。

3 防災・防犯対策等の充実

【現状と課題】

- 過去の大規模災害において、自力で避難することが難しい要支援者が取り残されてしまう事例が多くあります。事業所へのアンケート調査結果によると、「災害時、利用者を避難させられるか、家族と連絡が取れるか」ということを不安に思っている事業者が多いという意見が挙がっています。
- 障がいのある人へのアンケート調査結果によると、「避難所生活ができるかどうか不安」という回答が最も多くなっています。
- 平常時から地域、行政、NPO等と連携し、お互いに理解し支え合える関係づくりが必要となっています。
- 犯罪や交通事故等を未然に防ぐため、防犯や交通安全対策等について、市民への啓発及び関係機関の連携を深めています。

【取組方針】

- 防災・防犯等についての知識の普及・啓発を促進し、情報提供方法の確立によりさらなる自己の安全確保ができるように努めます。
- 地域での防災訓練や講話を通したネットワークづくりと関係機関の連携により、災害時における迅速な避難や避難生活に対する支援の確立に努めます。

【取組施策】

- ① 避難行動要支援者対策の推進
障がいのある人や一人暮らし高齢者、高齢者世帯などを、災害時に地域で支え合う体制づくりを進めるために、避難支援等関係者と情報を共有し、迅速な情報伝達と避難支援の確保に努めます。
また、制度の啓発活動により、地域住民への周知・理解の促進につなげます。
- ② 地域防災力の向上
要配慮者の避難等の支援を強化するために、消防団や自主防災会※など地域防災の要（かなめ）となる人材の育成や組織の強化を図ります。
- ③ 福祉避難所※の設置や医療体制の整備
災害時に安心して避難生活できるよう避難所内における福祉スペースの確保や資機材の整備、要配慮者のため特別に配慮された二次的避難所としての福祉避難所の更なる確保、指定福祉避難所※の指定に努めます。
また、人工透析や人工呼吸器使用者など生命を維持するために最低限必要な医療体制について、事前に関係機関と連携し、可能な限り提供できるように努めます。
- ④ 地域における防災訓練・研修等の充実
地域や企業等が主体となった防災訓練等に要配慮者の積極的な参加を促します。また、「自助・共助」による災害支援の重要性の理解を深めるとともに、防災対策や防災情報の伝達収集方法などの周知を図ります。

福祉施設や医療機関など、要配慮者利用施設においても避難確保計画*に基づく防災訓練や研修等の実施を徹底させ、災害時に適切な対応ができるように努めます。

⑤ 防災や防犯等に関する情報提供

視覚や聴覚に障がいのある人に対し点字、FAX、インターネット等を活用するなど全市民に対して防災・防犯等に関する情報提供がスムーズにできるよう体制を整備します。

災害が発生又は発生のおそれのあるときには、同報系防災行政無線*による情報伝達(音声案内)やSNS※、FAX、固定電話、メール通知など情報伝達の多重化を図ります。

⑥ 防災や防犯等に関する機関との連携の強化

防災及び防犯対策のため、地域住民や自主防災組織との協力と併せて、消防、警察等の関係機関との連携を一層強化し、安心して生活できる社会づくりに努めます。

《資料編》

●用語解説

〈ア行〉

ICT技術：情報通信技術。コンピュータなどのデジタル機器や通信ネットワークなどを組み合わせた情報システムやサービス。

アクセシビリティ：障がいの有無にかかわらず、誰でも必要とする機能を利用できること。

アスペルガー症候群：「対人関係や社会的コミュニケーションの困難」と「特定のものや行動における反復性やこだわり、感覚の過敏さまたは鈍麻さ」などを特徴とする症状のこと。

委託相談支援事業者：市町村からの委託を受け、福祉サービス利用や生活上の困りごとなどについて相談や情報提供などを行う事業所。

移動支援事業：屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行うことにより、地域における自立した生活や社会参加を促す障がい福祉サービス。

医療型短期入所施設：障がいのある人を宿泊させ、入浴・排せつ・食事のほか必要な医療的ケアや介護を提供する障がい福祉サービス。

胃ろう：胃に穴をあけて専用のチューブを挿入し、栄養補給をする方法。

インクルーシブ教育：すべての子どもたちが学校や教育の中で平等に参加し、支援を受けながら成長することを目指す教育のこと。特に、障がいや困難を抱える子どもたちも、一緒に学ぶ機会や環境を提供することが大切。

SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

NICU（新生児特定集中治療室）：病院において早産児や低出生体重児、または何らかの疾患のある新生児を集中的に管理・治療する集中治療室。

おもいやり駐車場制度：商業施設、病院などの施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦などで歩行が困難と認められる人に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度。

〈カ行〉

ガイドヘルパー：障がいがあり、一人で外出することが困難な方に対して、必要なサポートや介助を行う人。

学習障害：発達障がい的一种で、知的な能力や身体の機能に大きな障がいはないものの、読む、書く、計算する、推論するなど、特定分野の学習に極端な困難を抱える状態を指す。

教育支援委員会：障がいのある子どもの教育的ニーズに対応した教育が適切に行われるように、相談や助言を行う組織。

居宅介護：自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行う障がい福祉サービス。

計画相談支援ガイドライン：相談支援専門員が、計画相談支援を実施するための取り扱いを定めたガイドライン。

経管栄養：口から食事を摂取することが、不可能になったり不十分になったりした場合、さまざまな方

法で胃や腸にチューブを挿入して、栄養剤などを直接注入する方法。

共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活上の援助等（利用者のニーズに応じて入浴、排せつ、食事の介護等）を行う障がい福祉サービス。

合理的配慮：障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

広汎性発達障害：社会性やコミュニケーション能力等の発達遅滞を特徴とする発達障がいのこと。

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：高齢者や障がい者等の移動などの円滑化に関して、国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置などを講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための法律。

国際障害者年：国際連合が指定した国際年の一つで、昭和 56（1981）年を指す。障がいのある人の「完全参加と平等」の実現を目指して、集中的な行動を行う年とされ、その成果をもとに各国が計画的な課題解決に取り組むこととなった。

こころのバリアフリー：さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

ことばの相談：乳幼児健診事後、教室等で実施している言語聴覚士による言語の個別相談のこと。

個別避難計画：災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の避難について、誰が支援するか、どこに避難するか、どのような配慮が必要かなど、地域の避難支援協力者とともに事前に作成・共有することで、円滑な避難支援と体制構築を図ることを目的とした計画。

コミュニケーションボード：コミュニケーションの内容をイラスト化し、具体的に示すことによって、より円滑な意思疎通を図るための意思伝達ツール。

〈サ行〉

サービス等利用計画：障がいのある人が自立した日常生活の支援を効果的に行うため、心身または家族などの状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等が提供されるよう作成される計画。

災害図上訓練（DIG訓練）：「DIG」とは、Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字をとって名付けられたもの。訓練参加者が、地図や見取り図に自分の地域に潜む災害の危険性を書き込み「見える化」することで、災害対応を考える防災訓練の一つ。

視覚障害者用交通信号付加装置：交通信号機において歩行者用灯器が青であることを視覚障がいのある人に知らせるため、外部に接続したスピーカーより誘導音を鳴動させる装置。

自主防災会：地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、自主的に結成する防災組織。市内には、88 の自主防災会が結成されており、防災訓練や防災資機材の整備を行っている。

自助・共助・公助：「自助」とは、自発的に自身の生活課題を解決すること。「互助」とは、家族・近所・友人・クラブ活動仲間など、生活課題をお互いが支え合い、解決し合うこと。「共助」とは、医療、年金、介護保険、社会保険などの制度化された相互扶助のこと。

持続可能な開発目標（SDGs）：平成 27（2015）年 9 月 25 日に国連総会で採択された、持続可能な開発のための 17 の国際目標。その下に、169 の達成基準と 232 の指標が決められている。

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談事業所：障がいのある人が障がい福祉サービス等を申請した場合に、サービス等利用計画の作成を行う事業所。

指定福祉避難所：災害対策基本法施行令第 20 条の 6 の 1 号から 5 号をすべて満たし、市が福祉避難所として指定した、高齢者や障がい者などの要配慮者が避難生活を送る施設。

児童指導員：児童福祉法上の児童発達支援や放課後等デイサービス、児童発達支援センターに配置される職員のこと。

児童発達支援：未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の訓練、集団生活への適応訓練を行うサービス。

自閉症：言葉や言葉以外の方法（表情、視線、身振りなど）から相手の考えていることを読み取ったり、自分の考えを伝えたりすることが不得手であり、特定のことに強い興味や関心を持っていたり、こだわり行動があったりする症状のこと。

住宅改修費給付事業：障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活ができるよう、障がい者に対応した住宅改造に要する経費を助成する事業。

重度障がい者等タクシー料金助成事業：重度の障がいの人または在宅寝たきりの人に対し、タクシー料金を助成する事業。

重度心身障害者医療費助成：重度心身障がい者の保健及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する制度。

重度訪問介護：重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う障がい福祉サービス。

就労継続支援A型、B型：一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行いもの。※A型：雇用型、B型：非雇用型

手話奉仕員養成講座：聴覚障がい者の日常生活及び社会生活における円滑なコミュニケーションを支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する講座。

障害児通所支援事業：児童福祉法に基づくサービスで、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援がある。

障害児等療育支援事業所：地域で暮らす障がい児及びその保護者などを対象に、身近な場所で療育相談や指導が受けられるよう、医師・看護師・セラピスト（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）等で構成するチームが県内各地を訪問して実施する巡回相談。

障がい児保育事業：軽度の心身障がいを有する児童及び特別児童扶養手当支給対象となっている障がい児を保育所等に受け入れ集団保育を行うもの。

障害者基本法：障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めた法律。

障害者雇用支援月間：毎年9月に、事業主のみならず、広く一般の人に対して障がい者雇用の機運を醸成することを目的に、全国各地でさまざまな啓発活動が行うもの。

障害者週間：12月3日から9日までの一週間を指し、この期間を中心に、国・都道府県・市町村・関係団体等において、障がいに関するさまざまな啓発に係る取組を展開するもの。

障害者就業・生活支援センター：障がいのある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がいのある人の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されているもの。

障害者職業センター：地域の公共職業安定所、医療・保健・福祉機関等と連携し、障がいのある人に対する就職や職場定着、職場復帰についての支援、事業主に対する障がいのある人の雇用や雇用管理についての支援を行っている。また、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対して職業リハビリ

テーションに係る技術的事項についての助言・援助を行っている。

障がい者・難病者相談：毎週土曜日（午前10時～12時）に「あいとぴあ」において、障がい者相談員が、障がいのある人や家族等の相談に応じて助言等を行う。

障害者の権利に関する条約：障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めたもので、平成18（2006）年12月13日に国連総会において採択され、平成20（2008）年5月3日に発効。我が国は平成19（2007）年9月28日に条約に署名し、平成26（2014）年1月20日に批准。

障がいのある方のライフマップ：日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会において作成した日中活動系サービスを一覧にしたもの。

障がい保健福祉圏域：障がいのある人の地域生活支援体制の整備や各種施設の適正な配置を行うため、市区町村の枠組みを越えた広域圏域として、都道府県の保健福祉部の管轄区域ごとに設定されたエリアのこと。

小規模作業所：障がいがあるため、進路が決まらなかったり、一度は一般の事業所に就職したものの仕事になじめず、就業が継続できなかったりしている地域の障がいのある人を対象に、働く場や生活・交流の場の確保をめざす民間事業所。障害者総合支援法施行後は、主に地域活動支援センターや就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所への移行が行われている。

職親委託事業：知的障がいのある人の自立を図るため、一定期間職親（民間事業経営者等の私人）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な下地作りを行うとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、もって福祉の向上を図ることを目的とした委託事業。

ジョブコーチ支援事業：ジョブコーチ（職場適応援助者）支援を通じて適切な支援方法を職場の上司や同僚に伝えることにより、事業所による支援体制の整備を促進し、障がいのある人の職場定着を図ることを目的とするもの。

自立支援医療：障がい者の心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、精神障がい者通院医療、身体障がい者の更生医療、障がい児の育成医療のこと。

身体障がい者・知的障がい者相談員：身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「障がい者」という。）の自立及び地域活動の推進その他障がい者の福祉の増進を図るために相談に応じる相談員で、日向市障害者相談員協会から推薦のあった者に対して市長が委嘱した者。

ストーマ：手術によって腹部に新しく作られた、便や尿の排泄の出口のこと。人工肛門や人工膀胱の種類がある。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築：精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域づくり体制。

成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護するため、本人の権利を守る者（成年後見人等）を選任する制度。

成年後見制度利用支援事業：支払い能力がない高齢者等の成年後見人に対し報酬の全部または一部の助成を行うほか、申立てができる親族がいない場合に市長が審判請求を行うなど、成年後見制度の利用を支援する事業。

全国障害者スポーツ大会：障がい者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの

祭典。

専従手話通訳者：市役所に来庁した聴覚障がい者等に対して手話通訳サービスなどの事務を行う職員。
市福祉事務所に配置。

相談支援事業：障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業。

相談支援専門員：障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成を行う専門職種。

〈タ行〉

第2次日向市総合計画：平成29（2017）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とする総合的かつ計画的な市政の運営を図るために策定している本市における行政運営の最上位計画。

第三者評価：個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を自ら把握、または評価機関が把握してサービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果などが利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的として実施されるもの。

地域活動支援センター事業：障害者総合支援法に定められた、障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会の提供したり社会との交流の促進等の便宜を供与したりする事業。

地域生活援助事業：障がいのある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。

地域生活支援拠点：障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

地域福祉部：地域における助け合いの基盤として、自治会（区）単位を基本として設置を推進している組織。

地域包括支援センター：介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などを配置して相互に連携し、業務にあたっている。

地区防災計画：地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から災害対策基本法に基づき、地区に居住する方が、地域の生命や財産を守るため、防災活動体制や避難訓練の実施など、自発的な防災活動を定めた計画。

注意欠陥多動性障害：発達障がいの一つで、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障がある。

通級指導教室：通級による指導を行うために学校内に設置された教室のこと。通級による指導とは、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部の授業を通級指導教室で本人の障がいに応じた指導を受けること。

点訳奉仕員及び音訳奉仕員の養成講座：点訳奉仕員（視覚に障がいのある人のために点字の書籍や文書を作成する人）、及び音訳奉仕員（視覚に障がいのある人のために文字や図表などの情報を音声化する人）を養成する講座。

同行援護事業：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの外出支援を行う障がい福祉サービス。

同報系防災行政無線：防災情報や行政情報を屋外スピーカー等を介して、住民等に直接・同時に伝える

システムのこと。

特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会：障がいのある人々等に対して、日本国憲法で保障された権利を享受し、すべてのライフステージにおいてその人らしい生活が営まれる活動に関する事業を行い、もって地域福祉の発展に寄与することを目的に組織されたNPO法人。

特別支援学級：障がいのある児童生徒を対象にした少人数の学級のこと。

特別支援教育：障がいのある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合わせて個別の支援や指導を行う教育のこと。

特別支援教育コーディネーター：特別支援教育に関する専門知識をもち、保護者に対する相談窓口や学級担任への支援、学校内での特別支援教育の推進、学校と外部の関係機関との連絡調整などを担う教員のこと。

特別支援教育支援員：学校において、障がいのある児童生徒の支援（食事や移動などの介助、安全面の見守り、教科書の読み上げや板書の手助け等の学習のサポートなど）を行う人のこと。

〈ナ行〉

難病相談・支援センター：難病患者やその家族、関係者からの療養生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い、難病患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設。

日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日中一時支援事業：日中一時支援とは、障がいのある人の日中活動の場を提供し、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介助している人の一時的な休息を目的とするサービス。

ノーマライゼーション：障がいのある人が、障がいの状態にかかわらず普通に生活することができる社会が通常の社会であり、人々がお互いを認め合い、共に生きる社会を構築していこうという理念。

〈ハ行〉

発達障害者支援法：発達障がい者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もってすべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された法律。

バリアフリースポーツ教室：障害の有無や年齢を問わず、誰もが参加できるよう軽スポーツを中心にしたスポーツ教室で、毎月1回開催している。

人にやさしい福祉のまちづくり条例：障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての人にやさしい福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の役割や施策の基本方針を定めた県の条例。

避難確保計画：市地域防災計画に定められた社会福祉施設や医療施設などの要配慮者利用施設において、水害や土砂災害などの災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画。

避難行動要支援者同意者名簿：在宅で生活をしている人で、75歳以上の高齢者のみの世帯に属する人、身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人などの条件に該当し、本人が個人情報の外部提供に同意した人のみを掲載した名簿。自主防災会、民生委員、警察、消防などに名簿を共有し、平常時の見守りと災害時の円滑な避難支援につなげることを目的としている。

避難行動要支援者名簿：災害発生時等の安否確認に活用するため、本人からの個人情報の外部提供の同

意の有無に関係なく、避難行動要支援者の要件に該当する人をすべて登載した名簿。

日向市市民活動支援センター：市民が自主的に取り組む「地域づくり活動」「まちづくり活動」「ボランティア活動」等、公益的な市民活動を行っている団体や、このような活動に興味のある方及びこれから活動を始めようと思っている方が無料で利用できる施設。

日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画：高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るために策定する計画。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために策定する計画。両計画は3年を1期として一体的に策定することとされている。

日向市社会福祉施設等連絡会：市内に所在する社会福祉法人を中心とする児童施設、障がい児者施設、高齢者施設からなり、社会福祉等役職員の資質向上並びに施設職員間の情報交換、親睦を図ること、また社会福祉施設等が有する機能・技術・情報を地域へ提供するとともに、地域福祉に参加していくことを目的とした連絡会。

日向市障がい者虐待防止センター：平成24（2012）年度から開設した障がい者虐待について相談対応を行うセンターで、日向市福祉課内に設置されている。

日向市障害者センター：平成23（2011）年4月に「あいとびあ」という愛称で、日向市駅西口に開所した施設で、障がい者団体の活動拠点となっている。

日向市障がい児・者スポーツ大会：スポーツ・レクリエーション活動を通じ、障がい者等の社会参加増進や市民とふれあうことで市民の障がい及び障がい者への理解を深め、障がいのある人もない人もともに生きる地域社会を実現するために開催する市主催の大会。

日向市障がい児・者の障がい福祉サービス等に関する支給決定基準：障がい福祉サービスの支給決定を公平かつ適切に行うために定めた支給決定基準。

日向市障がい児福祉計画：児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保などを定める計画。

日向市障がい者虐待防止連絡会：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者虐待防止への取組や実態を協議する組織。

日向市障がい者差別解消支援地域協議会：市における障がいを理由とする差別に関する相談及び相談にかかる事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置された組織。

日向市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために定めている市の調達方針。

日向市障がい福祉計画：障害者総合支援法第88条に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保などを定める計画。

ひゅうが障害者就業・生活支援センター：障がいのある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がいのある人の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されているもの。

日向市人権教育・啓発推進方針：平成22（2010）年に策定した人権教育・啓発の推進に関する方針。社会情勢の変化に伴い新たに取り組むべき人権問題も生じてきたことから、令和4（2022）年5月に改定されている。

日向すくすくこども連絡会：日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会の日向市地域課題検討会に設置

された、子どもの発達に応じた課題を検討する連絡会。

日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例：すべての人が幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目的に、平成 30（2018）年 12 月に制定された条例。

日向市成年後見制度利用促進に係る中核機関：成年後見制度など権利擁護支援を必要とする人が、必要ときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中核となる機関。

日向市地域課題検討会：日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会の中の組織の一部であり、日向市の障がいのある人の地域課題を検討する組織。

日向市地域福祉計画：市における福祉分野の最上位計画であり、第 4 次計画の計画期間は令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年度間となっている。「だれもが 自分らしく 安心して暮らせる 地域共生社会の実現を目指して」を基本理念とし、地域で暮らす住民、地域・団体等、社会福祉協議会、行政等が互いに協力・連携して地域福祉を推進する具体的な取り組みを示す指針として策定している。

日向市・東臼杵郡医療的ケア連絡会：医療的ケア児等が、地域において必要な支援を円滑に受けることができ、及びその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の医療的ケアの支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図りながら協議を行うことを目的とする組織。

日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター：地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う機関。

日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会：障害者総合支援法に基づき設置される「地域自立支援協議会」で、障がいのある人に関する課題を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行う。本市では、平成 20（2008）年 7 月に保健福祉圏域（日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村）で設置された。

日向市ふれあいフェスタ：障がい当事者等によるステージ発表、作品展示のほか、就労支援事業所による製品販売・展示、車椅子体験等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図るために開催する市主催のイベント。

日向市ボランティア・市民活動センター：「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進すること」を使命とし、“地域で地域住民が地域住民を相互に支える仕組み”をつくるため、社会福祉協議会が設置。ボランティア活動を行う個人・団体に対して活動の相談や調整、手続等の支援を行っている。

日向市立地適正化計画：医療・福祉・商業等がまとまって立地し、公共交通を利用して、生活サービス機能にアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指す計画。

福祉教育：自分の回りの人々や学校、地域でのボランティア活動等の関わりを通して、そこにどのような福祉の課題があるのかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで「共に生きる力」を育むことを目的とした教育。

福祉避難所：施設自体の安全性、設備・機材・人材を備え、災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書を市との間で締結した社会福祉施設等。高齢者や障がい者などの要配慮者が避難生活を送る二次避難所として開設。

福祉輸送サービス：高齢者や障がいのある人で、一般の交通機関を利用し難い人の移動のため、車椅子専用車、寝台車、車椅子寝台兼用車及びバスにより、車椅子や寝台に乗ったまま安心して容易に乗り降りできる輸送サービス。

ぶらっとバス：市が運営している市街地エリアを運行するコミュニティバス。

ヘルプマーク：義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分からなくても援助や配慮が必要な人が、周囲の人に配慮を必要とすることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

放課後児童クラブ：親が共働きなどで昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後に安全な遊び場や生活の場を提供し、健全な育成を図るサービス。

放課後等デイサービス：就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うもの。

法定雇用率：障害者雇用促進法 43 条第 1 項に基づき、事業主が常時雇用している労働者のうち一定割合は障がい者を雇用しなければならないことが義務付けられた雇用率。

保育所等訪問支援事業：保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。

〈マ行〉

まちなみ点検：特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会と市関係課が協力して実施する点検。まちを歩きながら道路や歩道の状況確認や段差点検等を行っている。

宮崎県障がい者工賃向上計画：就労継続支援 B 型事業所の工賃向上を図るため、国の基本指針に基づき概ね 3 年ごとに策定する工賃向上の計画。

宮崎県発達障害者支援センター：発達障がいのある人への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。県内には、宮崎市、都城市、延岡市のセンターがある。

宮崎県防災・防犯情報メールサービス：宮崎県の運用する登録制メールサービスで、防災情報、防犯情報、気象情報など 10 の情報が選択、登録できる。

宮崎県北部福祉こどもセンター：さまざまな家庭やこどもの問題への対応を充実するため、従来の「東臼杵福祉事務所」「延岡児童相談所」「知的障がい者更生相談所延岡支所」の機能を統合した、福祉に関する総合的な相談・支援機関。

〈ヤ行〉

ユニバーサルデザイン：「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用することができるように、施設・製品・情報などをデザインすること。

要配慮者：障がいのある人、高齢者、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者など、特に支援が必要な人。

要約筆記：難聴や聴覚障がいのある人に紙面や OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター：透明なシートにえがかれた図表に光を通し、レンズに集光してそれをスクリーンに拡大投影する装置）、パソコンなどを使い、相手の話や会議等の内容の要旨をその場で文字化して情報を伝える支援方法。

〈ラ行〉

療育：障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助。

●日向市障がい者プラン策定委員会設置要綱

平成24年5月22日

告示第103号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障がい者プラン」という。)を円滑に策定するため、日向市障がい者プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者プランの策定及び変更に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者及びその家族その他の関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障がい福祉関係機関代表者
- (5) 市民代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会が定める事項について調査検討を行う。
- 3 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 4 会長は、前項の規定にかかわらず、調査検討するため必要があると認められる者を部会員とすることができる。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 6 部会長は会長が、副部会長は部会長が部会員の中からそれぞれ指名する。
- 7 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会の会議は、部会長が招集する。

(報告)

第8条 会長は、委員会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年9月20日告示第253号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 改正後の日向市障がい者プラン策定委員会設置要綱第4条本文の規定にかかわらず、令和5年度中に委嘱され、又は任命された委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

日向市障がい者プラン策定委員会委員名簿

	団 体 名	委員氏名	委員会役職
1	特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会	佐藤 正由	副会長
2	日向市社会福祉施設等連絡会	黒木 邦人	
3	日向市社会福祉協議会	梅田 大介	
4	日向市民生委員児童委員協議会	富田 幸子	
5	日向市東臼杵郡医師会	松岡 涼子	
6	ひゅうが障害者就業・生活支援センター	黒岩 啓輔	
7	日向保健所	高藤 ユキ	
8	日向ひまわり 特別支援学校	山腰 美穂子	
9	日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会	山口 正義	会長
10	日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター	井上 明彦	
11	S o c i a l W o r k らぼ	田畑 寿明	
12	市民公募委員	高橋 滋	
13	市民公募委員	塩月 信廣	
14	市民公募委員	橋口 洋子	

●日向市障がい者プラン庁内策定委員会設置規程

平成24年5月22日

訓令第20号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障がい者プラン」という。)に関する基本的事項の審議及び計画原案を策定するため、日向市障がい者プラン庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者プランの原案策定に関すること。
- (2) その他、障がい者福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長には福祉部長を、副会長には福祉課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキング・グループ)

第6条 委員会の審議を円滑に進めるため、委員会にワーキング・グループを置く。

- 2 ワーキング・グループは、別表2に掲げる職にある者をメンバーとして組織する。
- 3 ワーキング・グループにリーダーを置き、メンバーの互選により選任する。
- 4 ワーキング・グループは、委員会の資料収集、分析及び計画素案の作成を行う。

(任期)

第7条 委員及びワーキング・グループメンバーの任期は、障がい者プランが策定されるまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会及びワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第13号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第16号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日訓令第15号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年3月24日訓令第5号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令第13号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月20日訓令第22号)

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

福祉部長

防災推進課長

地域コミュニティ課長

生涯学習課長

スポーツ・文化振興課長

福祉課長

高齢者あんしん課長

健康増進課長

こども課長

商工港湾課長

都市政策課長

学校教育課長

消防本部消防次長

《資料編》

●日向市障がい者プラン庁内策定委員会設置規程

別表第2(第6条関係)

防災推進課防災管理係長

人権・同和行政・男女共同参画推進室人権・同和行政推進係長

福祉課福祉政策係長

福祉課障がい福祉係長

福祉課障がい者支援係長

高齢者あんしん課地域包括ケア推進係長

健康増進課健康づくり係長

こども課子育て支援係長

こども課母子保健係長

商工港湾課中小企業振興係長

都市政策課都市企画係長

学校教育課特別支援・保健係長

生涯学習課生涯学習係長

スポーツ・文化振興課スポーツ振興係長

消防本部警防課警防係長

●日向市障がい者プラン策定経過

- ☐ 令和5（2023）年9月20日～令和5（2023）年10月20日
 - ・障がい者アンケート
- ☐ 令和5（2023）年11月21日
 - ・第1回日向市障がい者プラン庁内策定委員会ワーキング・グループ会議
- ☐ 令和5（2023）年11月24日
 - ・第1回日向市障がい者プラン策定委員会
- ☐ 令和5（2023）年12月13日～令和5（2023）年12月28日
 - ・事業所アンケート
- ☐ 令和5（2023）年12月18日
 - ・第1回日向市障がい者プラン庁内策定委員会、第2回ワーキンググループ会議
- ☐ 令和5（2023）年12月19日～令和5（2023）年12月28日
 - ・障害者団体アンケート
- ☐ 令和5（2023）年12月22日
 - ・第2回日向市障がい者プラン策定委員会
- ☐ 令和6（2024）年1月19日
 - ・第2回日向市障がい者プラン庁内策定委員会、第3回ワーキンググループ会議
- ☐ 令和6（2024）年1月23日
 - ・第3回日向市障がい者プラン策定委員会
- ☐ 令和6（2024）年3月1日
 - ・第3回日向市障がい者プラン庁内策定委員会
- ☐ 令和6（2024）年3月5日
 - ・第4回日向市障がい者プラン策定委員会
- ☐ 令和6（2024）年3月7日～令和6（2024）年3月21日
 - ・パブリックコメント

第5次日向市障がい者プラン

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

- 発行年月：令和6（2024）年3月
- 編集・発行：日向市福祉部福祉課

